

# 第2期亀山市障がい福祉計画

平成21年度～平成23年度

素案

【パブリックコメント公表分】

平成21年3月

亀山市



# 目 次

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 計画の概要</b> .....          | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                   | 1         |
| 2 計画の性格 .....                     | 2         |
| 3 計画の期間 .....                     | 3         |
| 4 対象とする障がいのある人の定義 .....           | 3         |
| 5 計画の策定体制等 .....                  | 3         |
| 6 ライフステージに応じた切れ目のない支援 .....       | 4         |
| <br>                              |           |
| <b>第 2 章 計画の基本的な考え方</b> .....     | <b>6</b>  |
| 1 計画の基本理念 .....                   | 6         |
| 2 計画の基本目標 .....                   | 7         |
| 3 計画の基本方針 .....                   | 9         |
| 4 将来推計 .....                      | 11        |
| <br>                              |           |
| <b>第 3 章 障がいのある人を取りまく現状</b> ..... | <b>12</b> |
| 1 人口構造 .....                      | 12        |
| 2 障がいのある人（子どもを含む）の状況 .....        | 14        |
| 3 障がいのある子どもの就学等の状況 .....          | 17        |
| 4 障がいのある人の雇用・就業の状況 .....          | 22        |
| 5 公的サービスの提供状況 .....               | 23        |
| 6 人的資源の状況 .....                   | 40        |
| 7 障がいのある人の利用に配慮した生活環境の整備 .....    | 42        |
| <br>                              |           |
| <b>第 4 章 障がい福祉サービスの実施目標</b> ..... | <b>44</b> |
| 1 障がいのある人の福祉サービス及び新体系 .....       | 44        |
| 2 本市の平成 23 年度数値目標の考え方 .....       | 46        |
| 3 自立支援給付及び地域生活支援事業の実施目標 .....     | 49        |
| 4 鈴鹿亀山障がい保健福祉圏域プラン .....          | 56        |

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| <b>第5章 計画の推進体制</b> ..... | <b>63</b> |
| 1 障がい福祉圏域における連携 .....    | 63        |
| 2 推進体制の機能強化 .....        | 63        |
| 3 計画の達成状況の点検及び評価 .....   | 63        |
| <br>                     |           |
| <b>資料編</b> .....         | <b>65</b> |

## 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、施設や事業を再編して、障がいの種別に関わらず障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。また、市町村において 3 年間で 1 期とした各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

このような状況を踏まえ、本市では平成 19 年 3 月に障害者基本法に基づく「亀山市障害者福祉計画」と障害者自立支援法に基づく「第 1 期障害福祉計画」を策定し、計画の推進に努めてまいりました。

障害者自立支援法が施行され 3 年が経過しますが、障がいのある人の就労を含む所得保障の整備が不十分であることや障がい程度区分の認定方法において障がい特性が十分に反映できていないこと、あるいはサービス提供者の報酬水準の問題と日額制の導入などによる事業者収入の減少など、障がいのある人にとって安心して安定的な障がい福祉サービスの利用を保障する上で、またサービスを提供する事業者の健全な運営の上でも、様々な課題が見えてきました。

このため、平成 19 年度から利用者負担上限額の大幅な引下げや事業者への事業収入補助などが実施されてきました。また、法に基づき円滑な推進を図るため、「施行から 3 年後の見直し」に向けた具体的な検討が進められています。

こうした中で、障害者自立支援法で定められている障がい福祉計画は 3 年ごとに作成することとされていることから、障害者基本法の基本的理念にのっとり、障がいの有無にかかわらずお互いに個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会に実現に向け「第 2 期亀山市障がい福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 2 期計画として策定するものです。

計画の内容については、「第 1 次亀山市総合計画」との整合を図りつつ「亀山市障害福祉計画」を継承し、3 年を 1 期とした各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

|      | 障がい福祉計画  | 障害者福祉計画  |
|------|--|--|
| 根拠法令 | 障害者自立支援法<br>(平成 18 年 4 月 1 日施行)                          | 障害者基本法<br>(平成 19 年 4 月 1 日一部改正法施行)   |
| 性 格  | ・各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量(数値)を確保するための方策を定める計画 | ・障がいのある人の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第 9 条)<br>・長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画 |
| 位置づけ | 「障害者福祉計画」のうち、障がい福祉サービス分野の実施計画および三重県の「みえ障がい者福祉プラン」との整合    | 国の「障害者基本計画」および三重県の「みえ障がい者福祉プラン」を基本とした亀山市総合計画の部門計画  |

### 3 計画の期間

障がい福祉計画は3年を1期として作成することとされており、第1期計画策定時には平成20年度を目標年度としました。

本計画は、第2期計画として、平成21～23年度を期間とします。

|         | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度     | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |  |
|---------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| 障害者福祉計画 | →    |      |      |          |      |      |      |      |      |      |      |  |
| 障がい福祉計画 | 第1期  |      |      | 第2期（本計画） |      |      |      |      |      |      |      |  |

### 4 対象とする障がいのある人の定義

本計画で対象となる「障がいのある人」とは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者に加え、その家族（介護者など）や高次脳機能障がい及び発達障がいといわれる高機能自閉症、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、LD（学習障がい）等の障がいのある人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人が含まれます。

### 5 計画の策定体制等

本計画の策定にあたり、関係機関、障がい者団体代表などにて構成する「亀山市地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、幅広く具体的な意見や要望などを反映させるため、パブリックコメントを行い策定しました。また、広域的な対応が必要な施策の実施にあたっては、県および近隣市との連携、連絡調整を行いました。

## 6 ライフステージに応じた切れ目のない支援

本市では、平成 17 年度に亀山市総合保健センターに「子ども総合支援室」を設置したことにより、母子保健から市内保育園・幼稚園さらには小学校・中学校までの連携体制をとり、これを「発達障害児支援ライン」と名づけ 0 歳から 18 歳に達する子どもを継続的に一貫して支援ができる体制で支援を行っています。また、平成 19 年度において障害者総合相談支援センター「あい」を設置し、専門員を配置して乳幼児期から高齢期に至る一貫した相談体制の整備を行いライフステージにおける相談体制の充実を図っていきます。

乳幼児（0 歳～5 歳）については、健康審査の実施により発育発達等の異常を早期に発見し適切な援助を、発達の遅れや障がいのある子どもには療育相談を行い、個人個人の状況に応じて、保健、福祉、教育の分野において、健やかな発達が図れるような取り組みを継続して行います。また、障がいの疑いのある子どもとその家族について、相談活動を充実し、子育てや療育の不安や福祉サービスの利用等日常生活における課題の解消を図っていきます。

さらに学齢期（6 歳～15 歳）の保育園にあつては、加配保育士の充実を、幼稚園や小学校にあつては介助員の配置や特別支援教育体制を実施してきており今後も継続した支援の充実を図り、障がいのある子どももない子どもも共に育つよう保育所や幼稚園の環境を整えていきます。また教育終了後には、日常生活における自立を支援するために、福祉サービスの提供を行い、就職を希望する人には平成 20 年 4 月に障害者総合相談支援センター「あい」に併設された障害者就業・生活支援センター「あい」において就労に関する情報提供や就労の場の確保ができるように支援を行っており、今後も就労を受け入れてくれる事業所に対して受け入れを呼びかけるとともに受け入れる体制を整える支援を行っていきます。

【ライフステージに応じた切れ目のない支援】

|                        | 乳幼児期                  | 学齢期 | 青少年期        | 青年期 | 壮年期 | 高齢期 |    |    |    |    |
|------------------------|-----------------------|-----|-------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 年齢                     | 0                     | 3   | 6           | 12  | 15  | 18  | 20 | 40 | 65 | 75 |
| <b>課題・悩み</b>           |                       |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 子育て・教育                 | 子育て                   |     | 教育          |     |     |     |    |    |    |    |
|                        |                       |     | 進路          |     |     |     |    |    |    |    |
| 日常生活支援                 |                       |     | 日常生活        |     |     |     |    |    |    |    |
| 就労                     |                       |     | 就労          |     |     |     |    |    |    |    |
| 経済的な課題                 |                       |     | 経済的課題       |     |     |     |    |    |    |    |
| 権利擁護                   |                       |     | 権利擁護        |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>支援する機関</b>          |                       |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 高齢・障害支援室               | 一次相談・福祉サービス支援         |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 障害者総合相談支援センターあい        | 専門的相談                 |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康推進室                  | 乳幼児育成支援               |     | 健康づくり 介護予防  |     |     |     |    |    |    |    |
|                        |                       |     | こころの健康相談    |     |     |     |    |    |    |    |
| 地域包括支援センター             |                       |     | 一次相談・地域包括ケア |     |     |     |    |    |    |    |
| 子ども総合支援室               | 発達相談・コーディネーター         |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 教育委員会                  |                       |     | 特別支援教育      |     |     |     |    |    |    |    |
| 保育園・幼稚園                | 保育                    |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>その他の公的な相談機関等</b>    |                       |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 保健所                    | 訪問                    |     | デイケア        |     |     |     |    |    |    |    |
| 児童相談所                  | 相談                    |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 学校・特別支援学校              |                       |     | 教育          |     |     |     |    |    |    |    |
| ハローワーク・障害者職業センター       |                       |     | 就業支援        |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>その他の機関・団体など</b>     |                       |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 医療機関                   | 医療                    |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 在宅介護支援センター             |                       |     | 一次相談        |     |     |     |    |    |    |    |
| 社会福祉協議会                | 地域福祉活動支援・障がい福祉サービスの提供 |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| 地域、市民活動、ボランティア、NPO、団体等 | 活動による障がい者支援           |     |             |     |     |     |    |    |    |    |
| サービス事業所                | 障がい福祉サービスの提供          |     |             |     |     |     |    |    |    |    |

## 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

「第 2 期亀山市障がい福祉計画」では、「亀山市障害者福祉計画・障害福祉計画」の基本理念を踏襲し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に立ち、障がいのある人もない人も住み慣れた地域の中で、互いに助け合い、また、障がいのある人自身の個性や能力を活かしながら、地域社会の一員として生きがいをもって共に喜びを感じて生きていけるような、環境づくりを目指して、計画の推進を図っていくことを基本理念とします。

## 基本理念

生き活きと共に生き、  
共に喜びを分かち合う  
やさしさあふれる亀山

## 2 計画の基本目標

本計画の基本目標は、平成19年3月に策定した「亀山市障害者福祉計画・障害福祉計画」（計画期間平成18年度～平成28年度）に示す基本目標を継承したもので基本目標は以下の3つです。

### (1) 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、それぞれの個性や能力を活かしながら、地域社会に生き活きと参加して活動できるまちをめざします。

障がいのある人が個性や能力を発揮するためには、生活や活動を行ううえでの様々な課題や問題を解決しなければなりません。その解決のための第一歩として、身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がいのある子どもの様々な相談に対応できる窓口において、それぞれの個人の状況に応じた対応を進めます。

### (2) 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なサービスを受けながら、自立して安心して暮らせるまちをめざします。

具体的には、地域生活支援事業の充実をめざし、障がいのある人それぞれのニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を図ります。

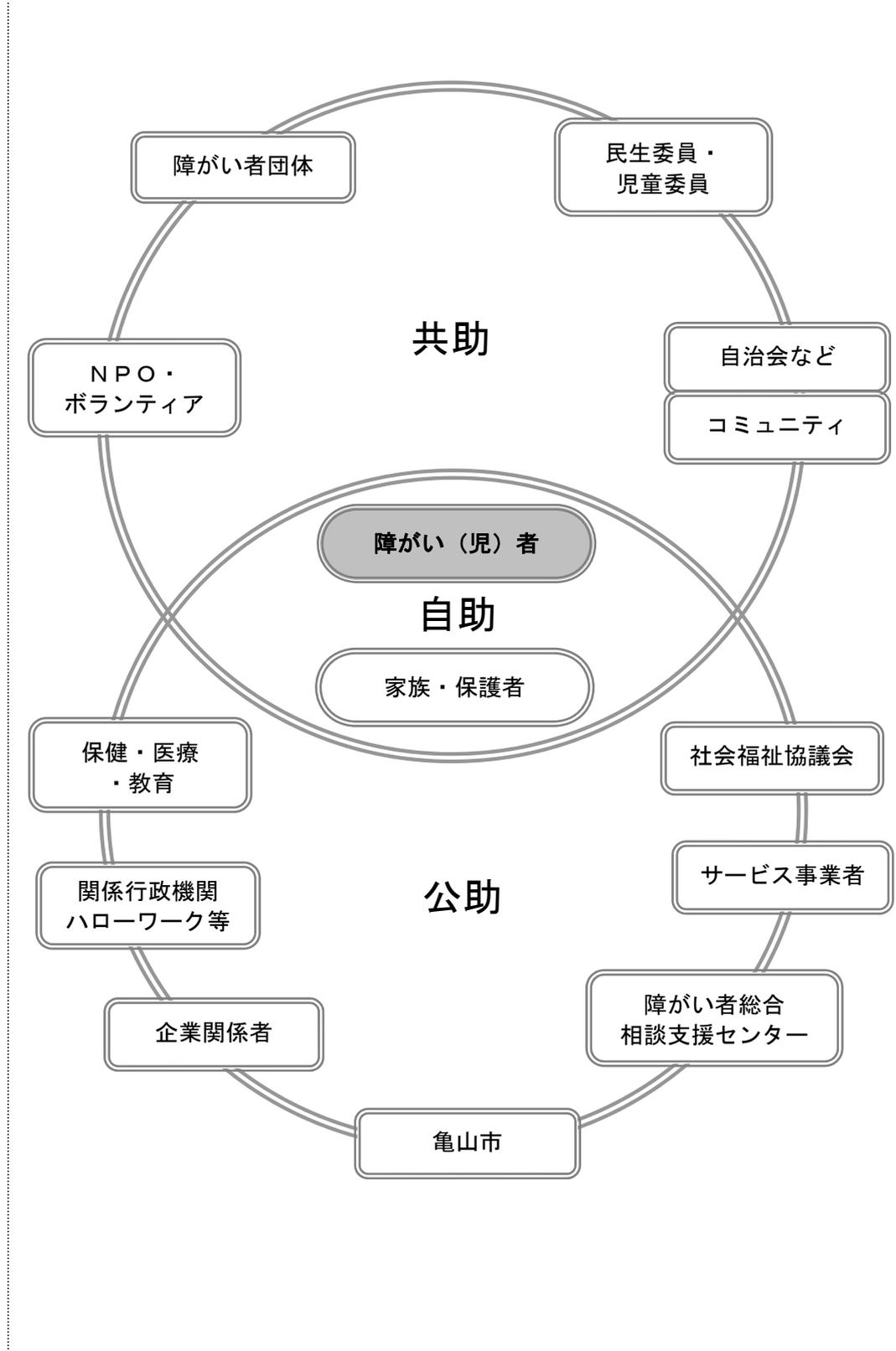
### (3) 自立した生活のできるまちづくり

障害者自立支援法では、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としています。

本市においても障がいのある人の自立を支援し、安心して生活できるまちをめざします。

自立支援の中でも、特に就労に関する相談、情報提供、訓練等の能力に応じた就労移行支援を充実します。

地域ケアネットワーク図



### 3 計画の基本方針

#### (1) 相談支援体制の充実に向けた基本的な考え方

障害者自立支援法の施行に伴い、サービス体系に大きな変更が行われたこともあり、障がいのある人が適切な支援を受けるための情報提供とコーディネートが一層重要な課題となっています。

このことから、障がいのある人とその家族がサービスを必要とするときに、ライフステージに応じた、必要かつ適切な情報を提供し、関係機関と連携しながら相談支援体制を確立していきます。

#### (2) 地域移行に向けた基本的な考え方

地域生活への移行を推進するためには、地域での生活環境をより包括的に整備し、障がいのある人の地域生活を幅広い視点から支援していく必要があります。

そのため、障がい福祉サービスや相談支援・情報提供体制の充実、教育・育成の充実を図るなど、必要な福祉サービスを身近な地域で日常的に利用することができるまちづくりをすすめるとともに、近隣や地域社会、民間やボランティアなどといった地域福祉を中心とする支えあいを推進し、障がいのある人本人を中心に据えながら、家族や介助者の支援等本人を地域で支える総合的な生活基盤の整備をめざしていきます。

また、福祉サービスの担い手となるサービス事業者には、円滑な新体系移行や福祉人材の確保・育成のための支援を通じて、安定したサービス供給体制が行われるよう努めていきます。

### (3) 一般就労に向けた基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、一人ひとりのニーズに応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要であり、安定した就労の場の確保が重要な課題となります。

そのため、障がいのある人も就労の機会を得られるよう、障がいのある人の就労についての市民の理解促進を図るとともに、地域における福祉関係の機関と労働関係の機関とが一体となって就労支援を行う仕組みを作るなど、障がいのある人の就労機会の拡大をめざします。

また、市をはじめとした公的機関が、率先して障がいのある人の雇用受入れや障がいのある人のための業務の発注等を進めるとともに、一般就労は困難であっても、就労を希望する障がいのある人が生きがいと能力に応じた収入が得られるよう福祉的就労機会の拡大とともに、就労継続支援および就労移行支援を進めていきます。

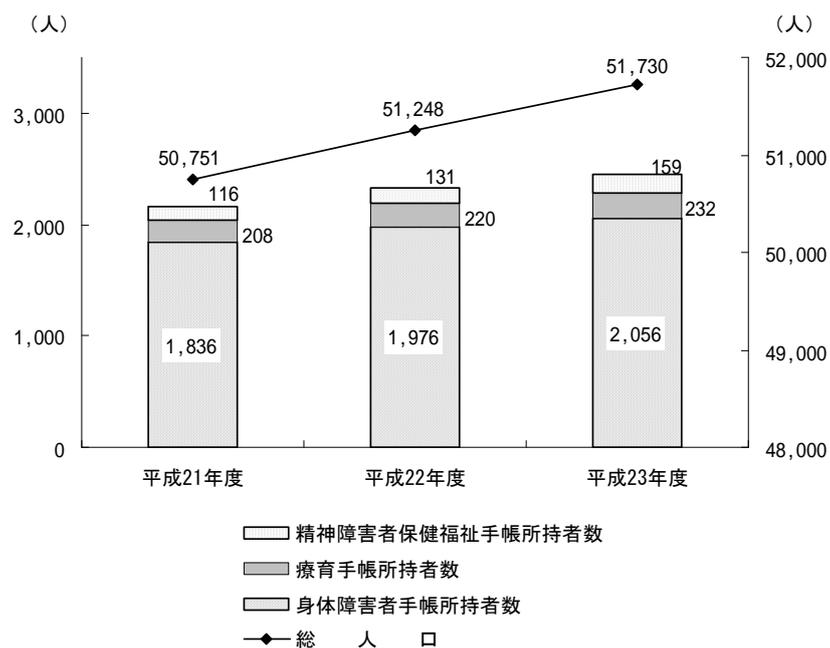
## 4 将来推計

### (1) 総人口・障害者手帳所持者数の将来推計

平成21年度から平成23年度までの人口を推計した結果は、以下の表のようになりました。人口は増加し続け、平成23年度には51,730人になると見込まれます。将来の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者数は、平成15年度から平成18年度までの対人口比（総人口に対する手帳保持者数の割合）及び総人口の見込みを基にして推計し、いずれも増加し続けると見込まれます。平成23年度には、身体障害者手帳所持者が2,059人、療育手帳所持者が232人、精神障害者保健福祉手帳所持者が159人になると見込まれます。

| 区 分             | 年 度     |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|
|                 | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
| 総 人 口           | 50,751人 | 51,248人 | 51,730人 |
| 身体障害者手帳所持者数     | 1,835人  | 1,975人  | 2,059人  |
| 療育手帳所持者数        | 208人    | 220人    | 232人    |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 116人    | 131人    | 159人    |

(各年度10月1日現在)



# 障がいのある人を取りまく現状

## 1 人口構造

### (1) 総人口の推移

平成 20 年 10 月 1 日現在、亀山市の総人口は 50,233 人となっています。

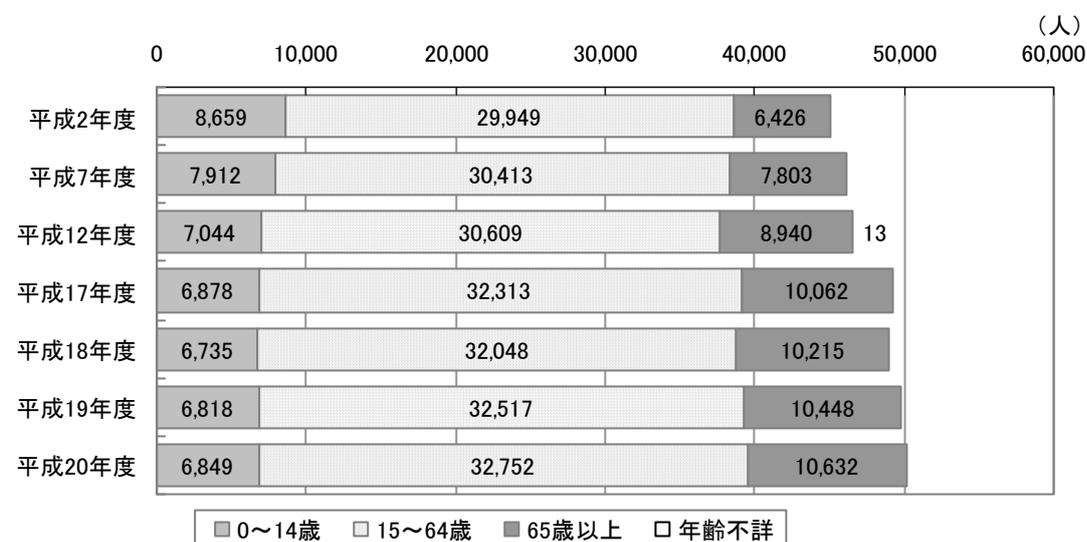
人口の推移をみると、平成 2 年から平成 20 年までの間で総人口は 11.5%の増加となっています。年齢 3 区分別の人口の推移を見ると、0～14 歳は 20.9%の減少であるのに対し、65 歳以上の人口は 65.5%と大幅な増加となっており、少子化及び高齢化の進展がうかがえます。今後もこの傾向は続くものと予想されます。

年齢 3 区分別人口の推移

| 区分        | 年      |        |         |         |         |         |         |       | 平成 2 年～平成 20 年の対比増減率 |
|-----------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----------------------|
|           | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |       |                      |
| 総人口       | 45,034 | 46,128 | 46,606  | 49,253  | 48,998  | 49,783  | 50,233  | 11.5% |                      |
| 0～14 歳    | 8,659  | 7,912  | 7,044   | 6,878   | 6,735   | 6,818   | 6,849   | 20.9% |                      |
| 15 歳～64 歳 | 29,949 | 30,413 | 30,609  | 32,313  | 32,048  | 32,517  | 32,752  | 9.4%  |                      |
| 65 歳以上    | 6,426  | 7,803  | 8,940   | 10,062  | 10,215  | 10,448  | 10,632  | 65.5% |                      |
| 年齢不詳      | 0      | 0      | 13      | 0       | 0       | 0       | 0       | 0     |                      |

資料：平成 17 年までは国勢調査のデータによる（10 月 1 日現在）。但し、18 年～20 年（10 月 1 日現在）は住民基本台帳及び外国登録人数

※平成 2 年度、7 年度、12 年度については、旧亀山市分のみ



総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳所持者が3.5%、療育手帳所持者が0.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者が0.2%となっています。

手帳所持者数の平成15年から平成20年までの6年間の推移を見ると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれの所持者も増加しています。

#### 人口総数に占める障がい者手帳等所持者の割合

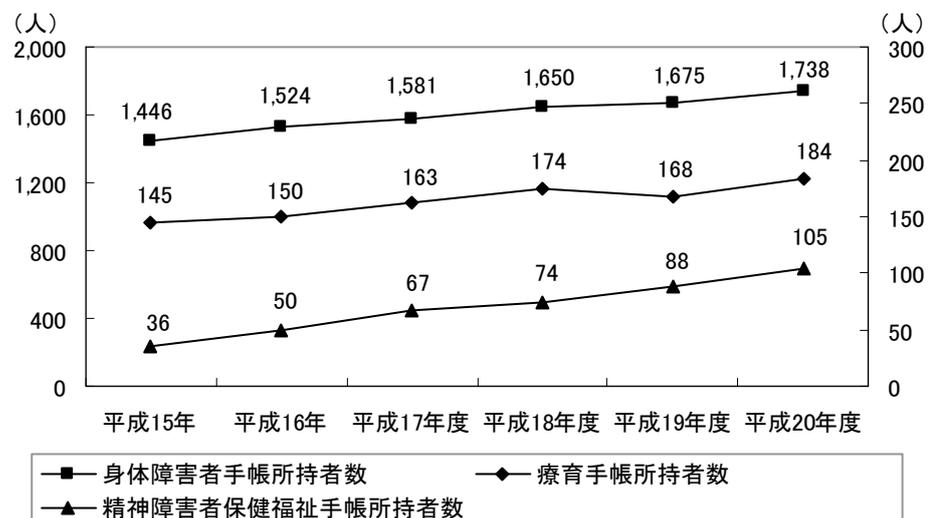
| 区分              | 年齢  | 総数            | 0歳～17歳     | 18歳～39歳    | 40歳～64歳     | 65歳以上          |
|-----------------|-----|---------------|------------|------------|-------------|----------------|
| 総人口             | (人) | 50,001        | 8,620      | 15,178     | 15,673      | 10,530         |
| 身体障害者手帳所持者数     | (件) | 1,738<br>3.5% | 26<br>0.3% | 81<br>0.5% | 411<br>2.6% | 1,220<br>11.6% |
| 療育手帳所持者数        | (件) | 184<br>0.4%   | 59<br>0.7% | 71<br>0.5% | 39<br>0.2%  | 15<br>0.1%     |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | (件) | 105<br>0.2%   | 1<br>0.0%  | 32<br>0.2% | 64<br>0.4%  | 8<br>0.1%      |

資料：戸籍市民室、高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）総人口は住民基本台帳及び外国人登録人数

#### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

| 区分              | 年   | 平成15年  | 平成16年  | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口             | (人) | 47,919 | 48,256 | 48,517 | 48,824 | 49,110 | 50,001 |
| 身体障害者手帳所持者数     | (件) | 1,446  | 1,524  | 1,581  | 1,650  | 1,675  | 1,738  |
| 療育手帳所持者数        | (件) | 145    | 150    | 163    | 174    | 168    | 184    |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | (件) | 36     | 50     | 67     | 74     | 88     | 105    |

資料：戸籍市民室、高齢・障害支援室（各年4月1日現在）総人口は住民基本台帳及び外国人登録人数



## 2 障がいのある人（子どもを含む）の状況

### (1) 身体障がいのある人（子どもを含む）の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は 1,738 人となっています。障がいの等級別では 4 級が最も多く、手帳所持者全体の 26.8% (466 人) を占めています。障がいの種類別では肢体不自由が最も多く、手帳所持者全体の 58.9% (1,023 人) を占めています。

障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

| 種類<br>等級 | 総数    | 視覚障がい | 聴覚平衡<br>機能障がい | 音声言語<br>そしゃく<br>機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい |
|----------|-------|-------|---------------|-----------------------|-------|-------|
| 1 級      | 420   | 35    | 0             | 2                     | 170   | 213   |
| 2 級      | 289   | 30    | 37            | 4                     | 215   | 3     |
| 3 級      | 299   | 11    | 30            | 12                    | 187   | 59    |
| 4 級      | 466   | 15    | 41            | 7                     | 302   | 101   |
| 5 級      | 121   | 16    | 0             | 0                     | 105   | 0     |
| 6 級      | 143   | 10    | 89            | 0                     | 44    | 0     |
| 計        | 1,738 | 117   | 197           | 25                    | 1,023 | 376   |

資料：高齢・障害支援室（平成 20 年 4 月 1 日現在）

平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間について見ると、全体で 14.0% (214 人) 増加しています。

障がいの種類別では音声言語そしゃく機能障害に減少傾向が見られます。

障がいの等級別ではいずれの等級の障がい者も増加していますが、1 級と 4 級の増加が大きくなっています。

障がいの種類・身体障害者手帳所持者数の推移

| 種類           | 年 | 平成<br>16 年 | 平成<br>17 年 | 平成<br>18 年 | 平成<br>19 年 | 平成<br>20 年 | 平成 16 年に<br>対する増減 |
|--------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|
| 聴覚障害         |   | 102        | 108        | 109        | 117        | 117        | 15(14.7%)         |
| 聴覚平衡機能障害     |   | 178        | 181        | 189        | 188        | 197        | 19(10.7%)         |
| 音声言語そしゃく機能障害 |   | 32         | 31         | 28         | 26         | 25         | 7(21.9%)          |
| 肢体不自由        |   | 888        | 928        | 981        | 986        | 1,023      | 135(15.2%)        |
| 内部障害         |   | 324        | 333        | 343        | 358        | 376        | 52(16.0%)         |
| 計            |   | 1,524      | 1,581      | 1,650      | 1,675      | 1,738      | 214(14.0%)        |

資料：高齢・障害支援室（各年 4 月 1 日現在）

障がいの等級別・身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

| 等級  | 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 16 年に対する増減 |
|-----|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|
| 1 級 |   | 342     | 365     | 386     | 400     | 420     | 78(22.8%)     |
| 2 級 |   | 267     | 268     | 280     | 265     | 289     | 22 (8.2%)     |
| 3 級 |   | 288     | 313     | 302     | 305     | 299     | 11 (3.8%)     |
| 4 級 |   | 374     | 383     | 415     | 446     | 466     | 92(24.6%)     |
| 5 級 |   | 117     | 116     | 125     | 121     | 121     | 4 (3.4%)      |
| 6 級 |   | 136     | 136     | 142     | 24      | 143     | 7 (5.1%)      |

資料：高齢・障害支援室（各年 4 月 1 日現在）

(2) 知的障がいのある人（子どもを含む）の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在、本市の療育手帳所持者数は 184 人となっています。

平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間の推移を見ると、全体で 22.7% (34 人) 増加しています。

障がいの程度別では B（軽度）の増加率が最も高くなっています。A（重度）は、ほぼ同数で推移しています。

障がいの程度別・年齢別・療育手帳所持者数 (人)

| 程度       | 年齢 | 総数  | 0～17 歳 | 18～39 歳 | 40～64 歳 | 65 歳以上 |
|----------|----|-----|--------|---------|---------|--------|
| A（最重度）   |    | 17  | 3      | 6       | 7       | 1      |
| A（重度）    |    | 52  | 7      | 20      | 17      | 8      |
| B（中度）    |    | 78  | 32     | 31      | 12      | 3      |
| B（軽度）    |    | 37  | 17     | 14      | 3       | 3      |
| 手帳所持者数合計 |    | 184 | 59     | 71      | 39      | 15     |

資料：高齢・障害支援室（平成 20 年 4 月 1 日現在）

障がいの程度別・療育手帳所持者数の推移 (人)

| 程度       | 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 16 年に<br>対する増減 |
|----------|---|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| A (最重度)  |   | 17      | 19      | 20      | 19      | 17      | 0(0.0%)           |
| A (重度)   |   | 65      | 61      | 60      | 56      | 52      | 13(20.0%)         |
| B (中度)   |   | 53      | 57      | 67      | 69      | 78      | 25(47.2%)         |
| B (軽度)   |   | 15      | 26      | 27      | 24      | 37      | 22(146.7%)        |
| 手帳所持者数合計 |   | 150     | 163     | 174     | 168     | 184     | 34(22.7%)         |

資料：高齢・障害支援室（各年 4 月 1 日現在）

(3) 重複障がいのある人（子どもを含む）の状況

平成 20 年 12 月 12 日現在、身体障害者手帳と療育手帳の両方を所持している人は 31 人となっています。

身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数 (人)

| 区分                            | 年齢 | 総数    | 0～17 歳 | 18～39 歳 | 40～64 歳 | 65 歳以上 |
|-------------------------------|----|-------|--------|---------|---------|--------|
| 身体障害者手帳所持者数                   |    | 1,749 | 28     | 83      | 413     | 1,225  |
| 療育手帳所持者数                      |    | 198   | 62     | 79      | 40      | 17     |
| 上記の内、身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数（再掲） |    | 31    | 6      | 11      | 10      | 4      |

資料：高齢・障害支援室（平成 20 年 12 月 12 日現在）

(4) 精神障がいのある人（子どもを含む）の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 105 人となっています。

平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間の推移を見ると、全体で 110.0% (55 人) 増加しています。

障がいの等級別・年齢別・精神障害者保健福祉手帳所持者数

| 区分      | 年齢 | 総数  | 0～17 歳 | 18～39 歳 | 40～64 歳 | 65 歳以上 |
|---------|----|-----|--------|---------|---------|--------|
| 1 級     |    | 4   | 0      | 2       | 2       | 0      |
| 2 級     |    | 74  | 1      | 19      | 49      | 5      |
| 3 級     |    | 27  | 0      | 11      | 13      | 3      |
| 手帳所持者合計 |    | 105 | 1      | 32      | 64      | 8      |

資料：高齢・障害支援室（平成 20 年 4 月 1 日現在）

障がいの等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

| 等級      | 年齢 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 16 年に<br>対する増減 |
|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 1 級     |    | 2       | 3       | 4       | 3       | 4       | 2 (0.0%)          |
| 2 級     |    | 43      | 51      | 53      | 62      | 74      | 31 (72.1%)        |
| 3 級     |    | 5       | 13      | 17      | 23      | 27      | 22(440.0%)        |
| 手帳所持者合計 |    | 50      | 67      | 74      | 88      | 105     | 55(110.0%)        |

資料：高齢・障害支援室（各年 4 月 1 日現在）

### 3 障がいのある子どもの就学等の状況

#### (1) 小学校入学前の障がいのある子どもの教育・療育等の状況

##### ①保育園・幼稚園

本市には、公立保育園が 9 か所、私立保育園が 4 か所あり、そのうち 6 か所の公立保育園、1 か所の私立保育園に障がいのある子どもが通っており、加配保育士については、3 歳未満に 4 人、3 歳に 2 人、4 歳以上に 13 人で計 19 人となっています。また、私立保育園 1 か所は加配保育士としてではなくフリー保育士として 3 人の保育士が園として必要とした子どもに対応しています。

また、一方市外の私立保育園へ通園しているのは 31 人で、その内加配保育士により対応している子どもは 2 人です。また、公立幼稚園は 5 か所あり、そのうち 3 か所の幼稚園に障がいのある子どもが通っており、介助員数は 3 歳に 3 人、4 歳以上に 11 人で計 14 人となっています。また、私立幼稚園は 1 か所ありますが、介助員を必要とする園児はいません。

##### 保育所における障がいのある子どもの在籍状況

|            | 3 歳未満 | 3 歳 | 4 歳以上 | 計   |
|------------|-------|-----|-------|-----|
| 在籍児数 (人)   | 266   | 224 | 432   | 922 |
| 在籍障害児数 (人) | 7     | 5   | 17    | 29  |
| 加配保育士数 (人) | 4     | 2   | 13    | 19  |

資料：地域福祉室・私立保育園（平成 20 年 10 月 1 日現在）

### 幼稚園における障がいのある子どもの在籍状況

|            | 3歳未満 | 3歳  | 4歳以上 | 計   |
|------------|------|-----|------|-----|
| 在籍児数 (人)   | 0    | 215 | 446  | 661 |
| 在籍障害児数 (人) | 0    | 3   | 11   | 14  |
| 介助員数 (人)   | 0    | 3   | 11   | 14  |

資料：学校教育室・私立幼稚園（平成20年10月1日現在）

### 保育所における障がいのある子ども数及び加配保育士の推移（私立4園含む）

|           | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 3歳未満 (人)  | 4      | 2      | 3      | 6      |
| 3歳 (人)    | 2      | 4      | 3      | 5      |
| 4歳以上 (人)  | 7      | 10     | 13     | 16     |
| 計 (人)     | 13     | 16     | 19     | 27     |
| 加配保育士 (人) | 12     | 12     | 14     | 19     |

資料：地域福祉室・私立保育園（各年10月1日現在）

### 幼稚園における障がいのある子ども数及び介助員数の推移（私立1園含む）

|          | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 3歳未満 (人) | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 3歳 (人)   | 2      | 3      | 7      | 3      |
| 4歳以上 (人) | 5      | 11     | 11     | 11     |
| 計 (人)    | 7      | 14     | 18     | 14     |
| 介助員数 (人) | 7      | 12     | 16     | 14     |

資料：学校教育室・私立幼稚園（各年10月1日現在）

## (2) 小・中学校の特別支援学級の状況

本市では、平成20年10月1日現在、公立小学校9校において特別支援学級が18学級設置され、障がい児数は47人となっています。中学校については、公立中学校3校において特別支援学級が5学級設置され、障がい児数は21人となっています。

特別支援学級の状況（市内小・中学校）

|     | 設置校数（校） | 学級数（級） | 障がい児数（人） | 介助員数（人） |
|-----|---------|--------|----------|---------|
| 小学校 | 9       | 18     | 47       | 26      |
| 中学校 | 3       | 5      | 21       | 6       |
| 計   | 12      | 23     | 68       | 32      |

資料：学校教育室（平成20年5月1日現在）

介助員数の推移（市内小・中学校）（人）

|     | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 32     | 33     | 42     | 26     |
| 中学校 | 5      | 7      | 5      | 6      |
| 計   | 37     | 40     | 47     | 32     |

資料：教育総務室（平成20年5月1日現在）

通級指導教室の状況（市内小・中学校）

|     | 設置校数（校） | 通級児童数（人） |
|-----|---------|----------|
| 小学校 | 2       | 26       |

資料：学校教育室（平成20年5月1日現在）

小学校・中学校の特別支援学級在籍者状況（人）

| 種別    | 学年 |    | 小学校 |    |    |    | 中学校 |    |    | 計  |
|-------|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
|       | 1年 | 2年 | 3年  | 4年 | 5年 | 6年 | 1年  | 2年 | 3年 |    |
| 肢体不自由 | 0  | 1  | 9   | 1  | 2  | 1  | 0   | 0  | 0  | 5  |
| 知的障害  | 1  | 2  | 2   | 1  | 4  | 3  | 7   | 5  | 1  | 26 |
| 情緒障害  | 4  | 6  | 6   | 2  | 6  | 5  | 2   | 2  | 4  | 37 |
| 計     | 5  | 9  | 8   | 4  | 12 | 9  | 9   | 7  | 5  | 68 |

資料：学校教室数（平成20年5月1日）

小学校・中学校特別支援学級在籍児童・生徒数の推移（人）

|          | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 在籍児童・生徒数 | 56     | 66     | 68     |

資料：学校教室室（市外特別支援学校通学者のぞく）

### (3) 特別支援教育の状況

#### 特別支援教育の基本的な考え方

亀山市の特別支援教育は、特別な教育的支援を必要としている子どもたちの自立や社会参加に向け、1人ひとりのニーズに応じて能力や可能性を伸ばすように支援しています。また、幼児期から小学校・中学校、その後の進路に関わって切れ目なく支援する観点から、子ども総合支援室や特別支援学校、専門機関などと連携し、協力を得ながら進めています。

#### 特別支援教育の取り組み

##### (1) 「就学指導委員会」(年4回、小委員会は適宜実施) 及び就学時健康診断(年1回)

- ・小中学校就学や進級に関わる該当幼児、児童、生徒の1人ひとりの実態把握と共通理解及び就学判定
- ・介助員の必要の有無を基準に従って判定
- ・特別支援学級、特別支援学校在籍児童生徒の状況把握と共通理解

##### (2) 特別支援教育連携協議会(年2回) 特別支援教育コーディネーター連絡会(年3回)

- ・亀山市の特別支援教育についての共通理解、研修
- ・各学校の特別支援教育体制についての情報交換、取り組み報告など

##### (3) 通級指導教室運営協議会

#### ○通級による児童生徒への指導支援

- ・適応指導教室(ふれあい教室)・・・教育研究所
- ・不登校に関する適応指導や環境調整
- ・言語通級指導教室(ことばの教室)・・・井田川小学校
- ・言語障がいに関する課題改善等の指導支援
- ・通級指導教室(まなびの教室)・・・亀山西小学校
- ・発達障がいによる学習や生活に関する課題改善に向けての指導支援

#### ○SST(Social Skills Training=生活技能訓練)を中心にした小集団指導<事務局 教育研究所>

- ・こみけキッズ(小学校1年~小学校3年、4年生までの通常学級の

児童)

- ・こみけクラブ（小学校4，5年生～中学校3年生までの通常学級の児童）

#### （4）学校巡回相談

- ・子ども総合支援室と連携し、発達検査等を活用した、児童生徒（特別支援学級在籍及び通常の学級在籍）の学習指導、生徒指導に関する支援方法についての指導・助言
- ・個別の教育支援（指導）計画作成について
- ・特別支援学校の教員、学校心理士による助言

#### （5）事例検討会及び研修会の実施

- ・学校からの事例をもとに個の理解と対応、学級集団での指導支援などについて話し合ったり、講師を招いて研修会を開催したりすることにより教職員の力量向上を目指す。

資料：学校教育室（教育研究所）

### （4）特別支援学校の状況

平成20年4月1日現在、市外の特別支援学校に通っている児童・生徒は小学部6人、中学部10人、高等部16人で合計32人となっています。

特別支援学校等の就学状況 (人)

| 学校名    | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 計  |
|--------|-----|-----|-----|----|
| 西日野    | 0   | 2   | 11  | 13 |
| 城山     | 2   | 1   | 1   | 4  |
| 草の実    | 0   | 0   | 1   | 1  |
| 聖母の家学園 | 1   | 0   | 1   | 2  |
| 緑ヶ丘    | 1   | 1   | 0   | 2  |
| 県立ろう学校 | 0   | 1   | 0   | 1  |
| 杉の子    | 2   | 4   | 2   | 8  |
| 稲葉     | 0   | 1   | 0   | 1  |
| 計      | 6   | 10  | 16  | 32 |

資料：各特別支援学校（平成20年4月1日現在）

## 4 障がいのある人の雇用・就業の状況

### (1) 障がいのある人の雇用の状況

本市における職員の障がい者雇用人数は、平成16年は7人から平成20年には9人となっており、算定基礎労働者数に対する雇用率は増加しています。

市職員の障がいのある人の雇用状況

| 年     | 項目 | 算定基礎労働者数<br>(人) | 障がい者雇用人数 (人) |        | 雇用率<br>(%) |
|-------|----|-----------------|--------------|--------|------------|
|       |    |                 | 身体障がい者       | 知的障がい者 |            |
| 平成16年 |    | 305             | 6            | 0      | 1.97       |
|       |    | 63              | 1            | 0      | 1.60       |
| 平成17年 |    | 354             | 8            | 0      | 2.26       |
|       |    | 63              | 1            | 0      | 1.59       |
| 平成18年 |    | 354             | 8            | 0      | 2.26       |
|       |    | 63              | 0            | 0      | 0.00       |
| 平成19年 |    | 348             | 8            | 0      | 2.30       |
|       |    | 68              | 0            | 0      | 0.00       |
| 平成20年 |    | 341             | 8            | 0      | 2.35       |
|       |    | 67              | 0            | 1      | 1.49       |

資料：人材育成室（各年4月現在）※上段は市長部局、下段は教育委員会部局

障がいのある人の求人状況

|         | 第1種登録者<br>(身体障がい者) | 第2種登録者<br>(知的・精神障がい者等) |
|---------|--------------------|------------------------|
| 新規求職申込数 | 113                | 58                     |
| 就職件数    | 57                 | 33                     |
| 新規登録者数  | 57                 | 37                     |
| 有効求職者数  | 169                | 91                     |
| 就職中の者   | 535                | 177                    |
| 保留中の者   | 42                 | 12                     |

資料：ハローワーク鈴鹿（平成19年度業務概要より）

※有効求職者：公共職業安定所において求職登録をしている者のうち、就職未決定の求職者をいう。ただし、職業訓練を受講している者又は病気や障害の悪化等により、当分の間、職業紹介の対象とならない者（保留中の者）を除く。

※新規求職者：公共職業安定所に初めて求職の申込みをした者をいうが、求職申込みの有効期間を経過した後に再び求職の申込みをした者、雇用保険受給者であって受給公共職業安定所を変更した者等も新規求職者とみなされる。

## 5 公的サービスの提供状況

### (1) 保健・医療等の状況

#### ①乳幼児健康診査

乳幼児の健康診査は、発育発達等の異常を早期に発見し、適切な援助を行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図るうえで重要です。本市では4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行っています。

#### 4か月児健康診査

| 年度     | 項目 | 受診者数<br>(人) | 対象者数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|--------|----|-------------|-------------|------------|
| 平成16年度 |    | 412         | 415         | 99.3       |
| 平成17年度 |    | 425         | 428         | 99.3       |
| 平成18年度 |    | 436         | 456         | 95.6       |
| 平成19年度 |    | 434         | 440         | 98.6       |

資料：健康推進室（各年度末現在）

#### 10か月児対象乳幼児健康診査

| 年度     | 項目 | 受診者数<br>(人) | 対象者数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|--------|----|-------------|-------------|------------|
| 平成16年度 |    | 410         | 419         | 97.9       |
| 平成17年度 |    | 427         | 453         | 94.3       |
| 平成18年度 |    | 393         | 402         | 97.8       |
| 平成19年度 |    | 447         | 467         | 95.7       |

資料：健康推進室（各年度末現在）

\*医療委託機関

#### 1歳6か月児健康診査

| 年度     | 項目 | 受診者数<br>(人) | 対象者数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|--------|----|-------------|-------------|------------|
| 平成16年度 |    | 382         | 404         | 94.6       |
| 平成17年度 |    | 398         | 420         | 94.8       |
| 平成18年度 |    | 437         | 456         | 95.8       |
| 平成19年度 |    | 415         | 422         | 98.3       |

資料：健康推進室（各年度末現在）

### 3歳児健康診査

| 年度       | 項目 | 受診者数<br>(人) | 対象者数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|----------|----|-------------|-------------|------------|
| 平成 16 年度 |    | 390         | 413         | 94.4       |
| 平成 17 年度 |    | 398         | 420         | 94.8       |
| 平成 18 年度 |    | 433         | 449         | 96.4       |
| 平成 19 年度 |    | 424         | 442         | 95.9       |

資料：健康推進室（各年度末現在）

### ②入院患者の状況

医療保護入院患者については、平成 20 年 3 月 31 日現在で、1 人となっています。

医療保護入院患者数の状況（市長同意分）

|         |   |
|---------|---|
| 18 歳未満  | 0 |
| 18～64 歳 | 0 |
| 65 歳以上  | 1 |

資料：健康推進室（平成 20 年 3 月 31 日現在）

※ただし、65 歳以上には認知症を含む。

### ③障がい者医療費の助成

身体障害者手帳 1～4 級所持者、I Q50 以下の知的障がい者の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るために、保険診療の一部負担金を助成しています。受給者数、助成件数ともに増加しています。

重度障がいのある人（子どもを含む）医療費の助成

|          | 平成 16 年度   | 平成 17 年度   | 平成 18 年度   | 平成 19 年度   |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 受給者数（人）  | 471        | 592        | 639        | 661        |
| 助成件数（件）  | 6,646      | 9,402      | 10,682     | 12,197     |
| 助成額合計（円） | 39,577,879 | 50,552,061 | 61,357,437 | 67,862,310 |

資料：保険年金室

16 年度は旧亀山市における身体障害者手帳 1～3 級所持者及び旧関町における身体障害者手帳 1～4 級所持者

### 65歳以上心身障がいのある人の医療費助成

65歳以上の心身障がいのある人の保健の向上と福祉の増進を図るため、老人保健法の規定により支払った一部負担金等について医療費助成金を助成しています。受給者数、助成件数ともに増加しています。

老人保健法第2号条第1項第2号(65歳以上心身障害者)医療費助成の状況

|           | 平成16年度     | 平成17年度     | 平成18年度     | 平成19年度     |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 受給者数 (人)  | 703        | 819        | 842        | 864        |
| 助成件数 (件)  | 13,412     | 17,350     | 19,170     | 20,400     |
| 助成額合計 (円) | 59,867,601 | 69,483,150 | 72,987,942 | 78,085,797 |

資料：保険年金室（各年4月～3月平均）

16年度は旧亀山市における身体障害者手帳1～3級所持者及び旧関町における身体障害者手帳1～4級所持者

## (2) 障がい福祉サービスの状況

### ①訪問系サービス

訪問系サービスのうち、重度障害者等包括支援事業にあっては三重県内には事業所がなく、また申請者もないため利用実績がありません。

(1人1月当たり)

|            | 平成19年度   | 平成20年度  |
|------------|----------|---------|
| 居宅介護       | 10.7時間分  | 11.4時間分 |
| 重度訪問介護     | 24.3時間分  | 13.0時間分 |
| 行動援護       | 0.75時間分  | 3.5時間分  |
| 重度障害者等包括支援 | 0時間分     | 0時間分    |
| 計          | 35.75時間分 | 27.9時間分 |

「時間分」・・・(月間のサービス提供時間)

平成19年度の数值は4月～翌年3月の利用実績を1月当りに換算して算出

平成20年度の数值は4月～9月の利用実績を1月当りに換算して算出

## ②日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、自立訓練（生活訓練）事業は県内に6か所の事業所がありますが、市内には申請者がなく、また就労継続支援（A型）事業については三重県内には事業所がなく申請者がいないことから利用実績がありません。

（1人1月当たり）

|               | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---------------|--------|--------|
| 生活介護          | 6.3日分  | 10.5日分 |
| 自立訓練（機能訓練）    | 15.6日分 | 20.3日分 |
| 自立訓練（生活訓練）    | 0日分    | 0日分    |
| 就労移行支援        | 19.1日分 | 19.8日分 |
| 就労継続支援（A型）    | 0日分    | 0日分    |
| 就労継続支援（B型）    | 16.0日分 | 17.1日分 |
| 旧法施設支援（日中活動系） | 17.2日分 | 17.9日分 |
| 療養介護          | 30.3人分 | 30.2人分 |
| 児童デイサービス      | 3.9日分  | 5.3日分  |
| 短期入所          | 13.1日分 | 7.0日分  |

「日分」（1人1月あたりの平均利用日数）

平成19年度の数值は4月～翌年3月の利用実績を1月当りに換算して算出

平成20年度の数值は4月～9月の利用実績を1月当りに換算して算出

## ③居住系サービス

（1月当たり）

|              | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------------|--------|--------|
| 共同生活援助       | 1.8人分  | 0人分    |
| 共同生活介護       | 4.8人分  | 8.3人分  |
| 施設入所支援       | 2.7人分  | 4.5人分  |
| 旧法施設入所       | 27.4人分 | 24.5人分 |
| 旧法生活訓練施設（精神） | 0人分    | 1人分    |

「人分」（月間の利用人数）

平成20年度の数值は4月～10月の利用実績を1月当りに換算して算出

#### ④地域生活支援事業

##### ア 相談支援事業

障害者相談支援事業所は平成 19 年度に設置し、地域自立支援協議会は平成 20 年度に設置しました。

|           | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 障害者相談支援事業 | 0 か所     | 1 か所     | 1 か所     |
| 地域自立支援協議会 | 0 か所     | 0 か所     | 1 か所     |

##### イ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者（聴覚障がい者）に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

|               | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| コミュニケーション支援事業 | 2 人      | 3 人      | 5 人      |

##### ウ 日常生活用具給付等事業

重度障害者(児)に対し、障がいゆえに必要な物品で、障がい者の日常生活や介護が容易になるような用具を給付します。

|                        | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| ①介護・訓練支援用具             | 4 件/年    | 5 件/年    | 1 件/年    |
| ②自立生活支援用具              | 5 件/年    | 9 件/年    | 3 件/年    |
| ③在宅療養等支援用具             | 1 件/年    | 11 件/年   | 1 件/年    |
| ④情報・意思疎通支援用具           | 4 件/年    | 5 件/年    | 2 件/年    |
| ⑤排泄管理支援用具              | 291 件/年  | 682 件/年  | 282 件/年  |
| ⑥居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 1 件/年    | 5 件/年    | 0 件/年    |

※平成 20 年度は 9 月末までの実績

## エ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者や障がいのある子どもの社会参加を促進するため外出時の円滑な移動を支援します。平成 19 年度実績として支給決定者は 35 人で実利用者は 14 人、利用事業所数は 8 か所となり、平成 20 年度（半期）実績として支給決定者は 32 人で実利用者は 13 人、利用事業所数は 7 か所となっています。

（1 人 1 月あたり）

|        |      | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|--------|------|----------|----------|
| 移動支援事業 | 利用者数 | 7.5 人/月  | 8.3 人/月  |
|        | 利用時間 | 6.2 時間/月 | 7.2 時間/月 |

※平成 20 年度は 9 月末までの実績

## オ 日中一時支援

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息をしてもらうため日中預かります。平成 19 年度実績として支給決定者は 23 人で実利用者は 13 人、利用事業所数は 9 か所となり、平成 20 年度（半期）実績として支給決定者は 20 人で実利用者は 10 人、利用事業所数は 10 か所となっています。

（1 人 1 月あたり）

|          |      | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|----------|------|----------|----------|
| 日中一時支援事業 | 利用者数 | 5.1 人/月  | 5.5 人/月  |
|          | 利用日数 | 4.7 日    | 5.8 日    |

※平成 20 年度は 9 月末までの実績

## カ 施設入所者就職支度金

施設入所をしている障がい者が施設を退所し、就職又は自立する者に対して就職支度金を給付します。

|          | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|----------|----------|----------|
| 施設入所者支度金 | 0 人      | 0 人      |

### (3) 障がい福祉サービスの状況

#### 【新体系事業所】

| 事業の種類   | 施設名           | 所在地     | 入所・通所別 | 利用人員<br>(人) |
|---------|---------------|---------|--------|-------------|
| 生活介護    | 鈴鹿けやき苑        | 鈴鹿市石薬師町 | 通所     | 7           |
| 〃       | 八野ワークセンター     | 鈴鹿市八野町  | 〃      | 2           |
| 〃       | 三重県いなば園       | 津市稲葉町   | 〃      | 2           |
| 〃       | 和順デイサービス      | 鈴鹿市上田町  | 〃      | 2           |
| 〃       | 風早の郷          | 津市戸木町   | 〃      | 1           |
| 〃       | 第2八野ワーク       | 鈴鹿市八野町  | 〃      | 1           |
| 〃       | 三重県身障センター     | 津市一身田   | 〃      | 1           |
| 〃       | 聖マッテヤ心豊苑      | 津市産品    | 〃      | 1           |
| 療養介護    | 鈴鹿病院          | 鈴鹿市加佐登町 | 入所     | 2           |
| 施設入所支援  | 三重県いなば園       | 津市稲葉町   | 入所     | 2           |
| 〃       | 聖マッテヤ心豊苑      | 津市産品    | 〃      | 1           |
| 就労移行支援  | きれいサポートステーション | 鈴鹿市白子   | 通所     | 4           |
| 〃       | 手作り工房あゆみ      | 四日市市西坂部 | 〃      | 1           |
| 〃       | クローバーハウス      | 津市城山町   | 〃      | 1           |
| 〃       | 三重県身障センター     | 津市一身田   | 〃      | 1           |
| 〃       | みのり工房         | 四日市市幸町  | 〃      | 1           |
| 就労継続支援B | 八野ワークセンター     | 鈴鹿市八野町  | 〃      | 2           |
| 〃       | 第2八野ワーク       | 鈴鹿市八野町  | 〃      | 5           |
| 〃       | あおぞらワーク       | 四日市市山田町 | 〃      | 1           |
| 〃       | 工房いなば         | 津市稲葉町   | 〃      | 1           |
| 〃       | みどりの家         | 鈴鹿市算所   | 〃      | 1           |
| 〃       | みすぎ杉の実        | 津市美杉町   | 〃      | 1           |
| 合計      |               |         | 入所     | 5           |
|         |               |         | 通所     | 36          |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月末現在）

共同生活援助及び共同生活介護の状況

| 事業の種類  | 施設名       | 所在地     | 入所・通所別 | 利用人員<br>(人) |
|--------|-----------|---------|--------|-------------|
| 共同生活援助 | ファミリーヒナガ  | 四日市市日永  | 入所     | 1           |
| 共同生活介護 | 和順みずしの寮   | 鈴鹿市上田町  | 〃      | 1           |
| 〃      | 一番ぼし流れ星   | 津市美杉町   | 〃      | 1           |
| 〃      | てまり花      | 鈴鹿市上田町  | 〃      | 1           |
| 〃      | ファミリー・ヒナガ | 四日市市日永町 | 〃      | 1           |
| 〃      | ドリームハウス   | 津市稲葉町   | 〃      | 1           |
| 〃      | のぞみ       | 津市河芸町   | 〃      | 1           |
| 〃      | きれい       | 鈴鹿市寺家   | 〃      | 1           |
| 〃      | つくしんぼの家   | 津市一志町   | 〃      | 1           |
| 計      |           |         |        | 9           |

【旧体系事業所】

| 施設の種類        | 施設名     | 所在地     | 入所・通所別 | 入所・通所人員<br>(人) |
|--------------|---------|---------|--------|----------------|
| 知的障がい者入所更生施設 | しらすぎ園   | 鈴鹿市地子町  | 入所     | 1              |
| 〃            | 和順学園    | 鈴鹿市上田町  | 〃      | 2              |
| 〃            | 和順寮     | 〃       | 〃      | 4              |
| 〃            | 長谷山寮    | 津市片田長谷町 | 〃      | 1              |
| 〃            | 長谷山学園   | 〃       | 〃      | 2              |
| 〃            | 聖母の家    | 四日市市波木町 | 〃      | 1              |
| 〃            | 聖愛園     | 多気郡多気町  | 〃      | 2              |
| 〃            | 清和園     | 四日市市西坂部 | 〃      | 1              |
| 〃            | こいしろの里  | 松阪市稲木町  | 〃      | 1              |
| 〃            | カザハヤ園   | 津市戸木町   | 〃      | 1              |
| 〃            | あさけ学園   | 三重郡菟野町  | 〃      | 2              |
| 知的障がい者通所授産施設 | こころの結   | 津市高野尾町  | 通所     | 1              |
| 〃            | 津ワーク    | 津市大里窪田町 | 〃      | 1              |
| 身体障がい者入所療護施設 | エビノ園    | 四日市市智積町 | 入所     | 4              |
| 〃            | 菟野聖十字の家 | 三重郡菟野町  | 〃      | 1              |
| 合計           |         |         | 入所     | 23             |
|              |         |         | 通所     | 2              |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月末現在）

## 障がいのある子どもの施設

### 障がいのある子どもの施設

| 施設の種類                | 施設名                | 所在地     | 入院・入所別 | 入院・入所人員<br>(人) |
|----------------------|--------------------|---------|--------|----------------|
| 重症心身障害児委託施設          | 草の実リハビリテーション       | 津市城山    | 入所     | 1              |
| 知的障害児施設<br>第1種自閉症児施設 | 小児心療センター<br>あすなる学園 | 津市城山    | 入院     | 2              |
| 重症心身障害児委託施設(18歳以上)   | 鈴鹿病院               | 鈴鹿市加佐登町 | 入所     | 3              |
| 療養介護施設               | 鈴鹿病院               | 〃       | 〃      | 2              |
| 児童デイサービス             | 鈴鹿市療育センター          | 鈴鹿市西条   | 通所     | 2              |
| 合計                   |                    |         | 入所     | 6              |
|                      |                    |         | 入院     | 2              |
|                      |                    |         | 通所     | 2              |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月末現在）

## 精神障がいのある人の施設

### 精神障がいのある人の施設

| 施設の種類   | 施設名     | 所在地     | 入所・通所別 | 入所・通所人員<br>(人) |
|---------|---------|---------|--------|----------------|
| 生活訓練施設  | さんさん    | 鈴鹿市岸岡町  | 入所     | 1              |
| 〃       | スマイルハウス | 四日市市山田町 | 〃      | 1              |
| 福祉ホームB型 | てまり花    | いなべ市北勢町 | 〃      | 1              |
| 〃       | TOUIN   | 員弁郡東員町  | 〃      | 1              |
| 合計      |         |         | 入所     | 4              |
|         |         |         | 通所     | 0              |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月末現在）

## 施設の状況

### 障がいのある人の小規模作業所の状況

| 施設名    | 所在地       | 定員<br>(人) | 通所人数<br>(人) | 設置・運営主体          |
|--------|-----------|-----------|-------------|------------------|
| つくしの家  | 若山町7番1号   | 24        | 21          | 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 |
| なかまの部屋 | 関町木崎864-1 | 14        | 10          | 〃                |
| 夢想工房   | 本町三丁目7-20 | 15        | 11          | 夢想工房運営委員会        |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月末現在）

#### (4) 在宅福祉サービスの状況

##### ①日常生活用具給付等の状況

日常生活用具給付・貸与事業の状況 ( ) 児童分 (件)

| 品目              | 区分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------------|----|----------|----------|----------|
| 特殊マット           | 給付 | 1        | 1        | 0        |
| 特殊寝台            | 給付 | 1        | 3        | 1        |
| 特殊尿器            | 給付 | 1        | 0        | 0        |
| 収尿器             | 給付 | (1)      | 0        | 0        |
| 重度障害者用意思伝達装置    | 給付 | 1        | 0        | 0        |
| 盲人用テープレコーダー     | 給付 | 1        | 1        | 0        |
| 盲人用体温計 (音声式)    | 給付 | 1        | 1        | 0        |
| 視覚障害者用拡大読書器     | 給付 | 0        | 2        | 1        |
| 聴覚障害者用屋内信号装置    | 給付 | 0        | 1        | 0        |
| 入浴補助用具          | 給付 | 1        | 0        | 1        |
| 歩行支援用具          | 給付 | 0        | 5        | 2        |
| ネブライザー          | 給付 | 0        | 1 (1)    | 0        |
| 火炎警報機           | 給付 | 1        | 0        | 0        |
| 電気式たん吸引器        | 給付 | 1        | 6 (3)    | 1        |
| 頭部保護帽           | 給付 | 2(1)     | 1 (2)    | 0        |
| 居宅生活動作補助用具 (住改) | 給付 | 1        | 3 (2)    | 0        |
| 聴覚障害者情報受信装置     | 給付 | 0        | 1        | 0        |
| ストマ装具           | 給付 | 288      | 662      | 250      |
| 紙おむつ            | 給付 | (3)      | (20)     | (32)     |
| 人工咽喉            | 給付 | 1        | 0        | 0        |
| 合計              |    | 301 (5)  | 689 (28) | 256 (33) |

資料：高齢・障害支援室（各年3月末現在）平成20年度は10月末現在

補装具の交付・修理の状況（ ）は児童分

|               |          | 平成 18 年度 |       | 平成 19 年度 |       | 平成 20 年度 |       |
|---------------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|               |          | 交付       | 修理    | 交付       | 修理    | 交付       | 修理    |
| 義肢            | 義手       | 1        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
|               | 義足       | 3        | 3     | 10       | 0     | 11       | 0     |
| 装具            | 下肢       | (10)     | 4     | 12 (7)   | (2)   | 11(2)    | 0     |
|               | 靴型       | 1 (1)    | 0     | 0        | 0     | (1)      | 0     |
| 座位保持装置 普通型    |          | (3)      | (2)   | (1)      | 0     | 0        | 0     |
| 盲人安全つえ        |          | 3        | 0     | (1)      | 0     | 0        | 0     |
| 眼鏡            | 矯正眼鏡     | 2        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
|               | 遮光眼鏡     | 2        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
|               | 弱視眼鏡     | 1 (2)    | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 点字器           |          | 1        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 補聴器           | 標準型耳掛形   | 17       | 8(1)  | 26 (1)   | (2)   | 29(1)    | (1)   |
|               | 高度難聴用耳掛形 | 0        | 1     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 人口喉頭 電動式      |          | 1        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 車いす           | 普通型      | 8 (3)    | 6     | 13 (3)   | 0     | 12(1)    | (1)   |
|               | その他（手押型） | 3 (1)    | (1)   | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 電動車いす         |          | 3        | 4 (1) | 1        | 3     | 0        | 6     |
| 歩行器           |          | 1 (2)    | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 収尿器           |          | 1        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 歩行補助つえ        |          | 1        | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| その他（おむつ、起立保持） |          | (8)      | 0     | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 計（ ）の数字は児童分   |          | 49(30)   | 26(5) | 62(13)   | 3 (4) | 63(5)    | 6 (2) |

資料：高齢・障害支援室（各年3月現在）平成20年度は10月末現在

## (5) 障害福祉サービス以外のサービスの状況

実施状況（対象：身体障がいのある人・知的障がいのある人）

| 項目                   | 年度 | 平成 15<br>年度 | 平成 16<br>年度 | 平成 17<br>年度 | 平成 18<br>年度 | 平成 19<br>年度 |
|----------------------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 身体障害者自動車改造費<br>助成費   |    | 258,000     | 100,000     | 74,000      | 100,000     | 200,000     |
| 身体障害者自動車操作<br>訓練助成費  |    | 200,000     | 0           | 300,000     | 100,000     | 0           |
| 重度心身障害者タクシー<br>料金助成費 |    | 370,440     | 458,010     | 483,840     | 0           | 0           |
| 身体障害者燃料費<br>助成費      |    | 621,570     | 637,116     | 689,046     | 957,919     | 1,051,150   |

資料：高齢・障害支援室（各年度末現在）単位：円

### 各種手当の状況

| 手当名            | 受給者数<br>(人) | 手当月額<br>(1人当り)           | 支出額<br>(計)             | 受給対象  |
|----------------|-------------|--------------------------|------------------------|---|
| 重度障害者<br>介助者手当 | 548         | 3,000                    | 17,169,000             | 身体障害者手帳 1 級又は 2 級、知能指数 35 以下、身体障害者手帳 3 級又は 4 級に該当し、かつ知能指数 36 以上 50 以下の者を介助する者 |
| 特別障害者<br>手当    | 31          | 26,440                   | 8,117,080              | 日常生活において常時特別の介護必要とする在宅の重度障害者で 20 歳以上の者  |
| 経過的福祉<br>手当    | 4           | 14,380                   | 517,680                | 20 歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者について該当する間に限って福祉手当を支給する。  |
| 心身障害児<br>童福祉手当 | 56          | 2,000                    | 1,308,000              | 3 歳以上 20 歳未満で身体障害者手帳 1 級から 3 級又は知能指数 50 以下の者の保護者                              |
| 障害児福祉<br>手当    | 19          | 14,380                   | 3,106,080              | 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害者で 20 歳未満の者  |
| 特別児童扶<br>養手当   | 70          | 1 級 50,900<br>2 級 33,900 | 27,760,300<br>(県予算で支出) | 精神又は身体に障害を有する児童を監護、養育している者に支給する。  |

資料：高齢・障害支援室（19 年度実績）

(6) 難病患者の状況

特定疾患医療給付の状況

| 特定疾患              | 人員（人）   |         |         |
|-------------------|---------|---------|---------|
|                   | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
| ベージェット病           | 6       | 7       | 7       |
| 多発性硬化症            | 4       | 6       | 6       |
| 重症筋無力症            | 4       | 5       | 5       |
| 全身性エリテマトーデス       | 17      | 18      | 15      |
| 再生不良性貧血           | 4       | 3       | 3       |
| サルコイドーシス          | 8       | 6       | 5       |
| 筋萎縮性側索硬化症         | 3       | 5       | 4       |
| 強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎   | 14      | 15      | 16      |
| 特発性血小板減少性紫斑病      | 10      | 12      | 11      |
| 結節性動脈周囲炎          | 3       | 3       | 3       |
| 潰瘍性大腸炎            | 44      | 44      | 43      |
| 大動脈炎症候群           | 1       | 1       | 2       |
| ビュルガー病（バージャー病）    | 3       | 3       | 2       |
| 天疱瘡               | 1       | 1       | 1       |
| 脊髄小脳変性症           | 10      | 9       | 9       |
| クローン病             | 9       | 10      | 11      |
| 難治性肝炎のうち劇症肝炎      | 0       | 1       | 0       |
| パーキンソン病           | 39      | 41      | 43      |
| アミロイドーシス          | 0       | 2       | 1       |
| 後縦靭帯骨化症           | 13      | 12      | 14      |
| ウイルス動脈輪閉塞症（モヤモヤ病） | 2       | 2       | 4       |
| ウェゲナー肉芽腫症         | 0       | 1       | 1       |
| 特発性拡張型（うっ血型）心筋症   | 13      | 14      | 15      |
| シャイ・ドレーガー症候群      | 3       | 4       | 4       |
| 広範脊柱管狭窄症          | 3       | 3       | 2       |
| 原発性胆汁性肝硬変         | 4       | 4       | 3       |
| 混合性結合組織病          | 3       | 3       | 2       |
| 原発性免疫不全症候群        | 0       | 0       | 0       |
| 特発性間質性肺炎          | 3       | 4       | 2       |
| 網膜色素変性症           | 3       | 4       | 3       |
| 原発性肺高血圧症          | 1       | 1       | 0       |
| 神経線維腫症            | 1       | 0       | 1       |
| 副腎白質ジストロフィ        | 1       | 1       | 1       |
| 計                 | 230     | 245     | 239     |

資料：県鈴鹿保健福祉事務所（各年 3 月末現在）

## (7) 発達障がい児支援について

亀山市では0歳から18歳までの子どもにとぎれない支援と連携を目標に平成17年に保健福祉部内に「子ども総合支援室」を設置しました。

支援の中では連携とコーディネートに力をいれており、母子保健から保育園・幼稚園さらには小学校・中学校等までの連携体制をとり、これを『発達障がい児支援ライン』と名づけ、きめ細やかでかつ専門的な支援の充実を図り、平成19年度の子どもの相談件数は年間実数で300件、述べ件数で600件になりました。相談経路別を見ると、保護者からの依頼が最も多く全体の半分以上を占め、次いで連携機関である保育所・幼稚園・学校からの相談依頼が多くなっています。

### 児童相談経路別児童受付

(平成19年度分報告)

|               |        | 男   | 女   | 合計  |
|---------------|--------|-----|-----|-----|
| 都道府県・指定都市・中核市 | 児童相談所  | 2   | 2   | 4   |
|               | その他    | 0   | 0   | 0   |
| 市町村           | 福祉事務所  | 2   | 2   | 4   |
|               | 保健センター | 11  | 16  | 27  |
|               | その他    | 0   | 0   | 0   |
| 児童福祉施設・認定医療機関 | 保育所    | 24  | 2   | 26  |
|               | 児童福祉施設 | 0   | 0   | 0   |
|               | 認定医療機関 | 0   | 0   | 0   |
| 警察等           | 0      | 0   | 0   |     |
| 保健所及び医療機関     | 保健所    | 0   | 0   | 0   |
|               | 医療機関   | 2   | 3   | 5   |
| 学校等           | 幼稚園    | 13  | 4   | 17  |
|               | 学校     | 44  | 30  | 74  |
|               | 教育委員会等 | 1   | 1   | 2   |
| 里親            | 0      | 0   | 0   |     |
| 児童委員          | 0      | 0   | 0   |     |
| 家族・親戚         | 125    | 62  | 187 |     |
| 近隣・知人         | 0      | 0   | 0   |     |
| 児童本人          | 2      | 1   | 3   |     |
| 計             |        | 226 | 123 | 349 |

資料（子ども総合支援室：平成19年度分）

## ②児童相談種類別児童受付

相談種別（内容）は言語・発達に関する相談が一番多く約半数に至っています。これは、全国的にみても同様の割合ですが、年齢が大きくなって、障がいや診断が明確になるにつれ、知的障がい相談等へスライドする傾向が見受けられます。次いで、不登校（引きこもり）相談や虐待相談が各々全体の1割を占めており一般的な育児相談に比べて、かなり専門性と連携を要する相談が多いのも特徴となっています。

|        |           | 3歳未満 | 3～5歳 | 6～11歳 | 12～14歳 | 15～17歳 | 18～19歳 | 合計  |
|--------|-----------|------|------|-------|--------|--------|--------|-----|
| 養護相談   | 児童虐待相談    | 4    | 7    | 14    | 8      | 0      | 0      | 33  |
|        | その他の相談    | 4    | 1    | 6     | 0      | 1      | 1      | 13  |
| 保健相談   |           | 1    | 1    | 0     | 0      | 0      | 2      | 5   |
| 障害相談   | 肢体不自由相談   | 3    | 2    | 1     | 0      | 0      | 0      | 6   |
|        | 視聴覚障害相談   | 0    | 0    | 0     | 0      | 0      | 0      | 0   |
|        | 言語発達障害等相談 | 7    | 67   | 79    | 12     | 0      | 0      | 165 |
|        | 重症心身障害相談  | 1    | 0    | 0     | 2      | 0      | 0      | 3   |
|        | 知的障害相談    | 2    | 8    | 20    | 5      | 13     | 0      | 48  |
|        | 自閉症等相談    | 0    | 8    | 5     | 4      | 0      | 0      | 17  |
| 非行相談   | ぐ犯行為等相談   | 0    | 0    | 0     | 0      | 0      | 0      | 0   |
|        | 触法行為等相談   | 0    | 0    | 0     | 0      | 0      | 0      | 0   |
| 育成相談   | 性格行動相談    | 0    | 1    | 9     | 2      | 3      | 0      | 15  |
|        | 不登校相談     | 0    | 0    | 15    | 12     | 6      | 2      | 35  |
|        | 適性相談      | 0    | 0    | 1     | 0      | 0      | 0      | 1   |
|        | 育児・しつけ相談  | 1    | 4    | 3     | 0      | 0      | 0      | 8   |
| その他の相談 |           | 0    | 0    | 0     | 0      | 0      | 0      | 0   |
| 計      |           | 23   | 99   | 153   | 45     | 24     | 5      | 349 |

資料（子ども総合支援室 平成19年度分）

### ③児童相談種類別対応件数

相談の種類について、相談に来られた方をどのように対応したかでは、継続指導が3分の2を占めており、一度来所されると、室で経過観察をしながら、つながりを保つケースが多くなっています。他機関斡旋とは専門病院・訓練期間等の紹介を意味しますが全体の1割に達しています。

|        |           | 対応件数（年度中） |      |             |         |     | 合計  |
|--------|-----------|-----------|------|-------------|---------|-----|-----|
|        |           | 面接指導      |      |             | 児童相談所送致 | その他 |     |
|        |           | 助言指導      | 継続指導 | 他機関<br>あつせん |         |     |     |
| 養護相談   | 児童虐待相談    | 0         | 31   | 0           | 2       | 0   | 33  |
|        | その他の相談    | 0         | 13   | 0           | 0       | 0   | 13  |
| 保健相談   |           | 0         | 5    | 0           | 0       | 0   | 5   |
| 障がい相談  | 肢体不自由相談   | 0         | 4    | 2           | 0       | 0   | 6   |
|        | 視聴覚障害相談   | 0         | 0    | 0           | 0       | 0   | 0   |
|        | 言語発達障害等相談 | 5         | 137  | 23          | 0       | 0   | 165 |
|        | 重症心身障害相談  | 1         | 1    | 1           | 0       | 0   | 3   |
|        | 知的障害相談    | 31        | 13   | 4           | 0       | 0   | 48  |
|        | 自閉症等相談    | 1         | 11   | 5           | 0       | 0   | 17  |
| 非行相談   | ぐ犯行為等相談   | 0         | 0    | 0           | 0       | 0   | 0   |
|        | 触法行為等相談   | 0         | 0    | 0           | 0       | 0   | 0   |
| 育成相談   | 性格行動相談    | 3         | 11   | 1           | 0       | 0   | 15  |
|        | 不登校相談     | 3         | 30   | 2           | 0       | 0   | 35  |
|        | 適性相談      | 0         | 1    | 0           | 0       | 0   | 1   |
|        | 育児・しつけ相談  | 0         | 8    | 0           | 0       | 0   | 8   |
| その他の相談 |           | 0         | 0    | 0           | 0       | 0   | 0   |
| 計      |           | 44        | 265  | 38          | 2       | 0   | 349 |

資料（子ども総合支援室：平成19年度分）

子ども総合支援室では上記相談以外に、毎週火曜日午前中に総合相談支援センターあい内のフリースペースにおいて療育事業を実施しており、現在22人（実人数）の登録者が交替で利用しています。

## **(8) 重症心身障害児（者）の現状**

重症心身障がい児（者）は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童（者）と児童福祉法に定義されていますが、本市の対象者は現在 19 名となっている中で、市外のケアホームに入所が 3 名、市外の入所施設に 2 名、その他は在宅にて小規模作業所に通所したり居宅介護サービスを利用したりしています。在宅者の中には、福祉サービスを利用していない方もいることから、今後もニーズ把握に努めていきます。

## **(9) 高次脳機能障がい者の現状**

高次脳機能障がいとは、頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じてこれに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいで、本市の対象者としては現在 1 人となっています。今後も高次脳機能障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう、相談窓口である三重県身体障害者総合福祉センターとの連携を図っていきます。

## **(10) 虐待防止に対する取り組みの強化に関する事項**

本市における高齢者の虐待について事例が発生した場合は、高齢・障害支援室（地域包括支援センター）職員が個々の事例に対し、必要と思われるサービスの提供、関係機関との連携を図り対応してきましたが、総合的に連携がとれていなく対応方法を模索しながら進めています。また、通報や届出の窓口が一本化されておらず、高齢者虐待への関係機関や住民への周知が不十分です。そこで、被虐待者が障がい者である虐待事例もあることから高齢者と併せて検討を行うこととし、平成 19 年度に亀山市高齢者等虐待防止検討委員会を設置し、平成 20 年度に「高齢者等虐待防止対応・早期発見対応マニュアル」を作成するとともに、虐待の早期発見未然防止のためのネットワークを構築し、高齢者と併せて障がい者への虐待事例に関して対応を行っていくこととします。

## 6 人的資源の状況

### (1) 専門職の状況（市職員及び社会福祉協議会）

(人)

| 職 種        | 職 員 | 社会福祉協議会職員 |
|------------|-----|-----------|
| 臨床心理士      | 1   | 0         |
| 保健師        | 14  | 0         |
| 看護師        | 54  | 2         |
| 栄養士（管理栄養士） | 2   | 1         |
| 理学療法士      | 2   | 0         |
| 作業療法士      | 1   | 0         |
| 言語療法士      | 0   | 0         |
| 社会福祉士      | 2   | 9         |
| 介護支援専門員    | 0   | 10        |
| 介護福祉士      | 0   | 5         |

資料：人材育成室・社会福祉協議会（社会福祉協議会は職種の重複あり）（平成20年9月1日現在）  
 ※職員数には医療職員数を含む

### (2) 各種相談事業の状況

相談員の設置状況

(人)

| 職 種       | 人 員 |
|-----------|-----|
| 民生委員・児童委員 | 94  |
| 身体障害者相談員  | 1   |
| 知的障害者相談員  | 1   |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月現在）

各種相談事業の状況

| 相談の種類    | 開催の状況                            |
|----------|----------------------------------|
| 身体障がい者相談 | 身体障がい者相談員による<br>毎月20日 午後1時から3時まで |
| 知的障がい者相談 | 知的障がい者相談員による<br>毎月20日 午後1時から3時まで |

資料：高齢・障害支援室（平成20年10月現在）

障害者総合相談支援センター「あい」相談状況

|        | 相談対応件数 | 主な内容                   |
|--------|--------|------------------------|
| 身体障がい者 | 334    | 日常生活について（生活支援）         |
| 知的障がい者 | 276    | 居宅サービスの利用について（ヘルパーほか）  |
| 精神障がい者 | 345    | 施設サービスの利用について（入所・退所ほか） |
| 重複     | 102    | 福祉就労について（職親・通所リハ、作業所）  |
| その他    | 23     | 社会参加・余暇に関すること（生活支援）    |
| 合 計    | 1,080  |                        |

資料：高齢・障害支援室：平成19年度実績

(3) 障がいのある人に関する団体の状況

① ボランティア団体等

ボランティア団体等の登録状況

| 年度     | 区分 | 団体      |       | 計（人） |
|--------|----|---------|-------|------|
|        |    | 団体数（団体） | 人数（人） |      |
| 平成15年度 |    | 7       | 243   | 243  |
| 平成16年度 |    | 6       | 229   | 229  |
| 平成17年度 |    | 6       | 216   | 216  |
| 平成18年度 |    | 6       | 186   | 186  |
| 平成19年度 |    | 7       | 186   | 186  |

資料：社会福祉協議会（各年3月末現在）

② 障がいのある人の団体

障がいのある人の団体の状況 (人)

| 団体名            | 会員数 |
|----------------|-----|
| 亀山市身体障害者福祉協会   | 175 |
| かめやま障害児・者を支える会 | 21  |
| みっくすどろっぶす      | 13  |
| ぼっかぼかの会        | 28  |

資料：社会福祉協議会（平成20年3月現在）

## 7 障がいのある人の利用に配慮した生活環境の整備

### (1) 道路整備の状況

#### 道路状況

| 種別 | 区分 | 実延長<br>(m) | 舗装道       |            | 未舗装道      |            | 幅の広い歩道設置  |            |
|----|----|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|    |    |            | 延長<br>(m) | 舗装率<br>(%) | 延長<br>(m) | 舗装率<br>(%) | 延長<br>(m) | 舗装率<br>(%) |
| 市道 |    | 536,641    | 459,483   | 86         | 77,158    | 14         | 49,693    | 100        |
| 県道 |    | 103,376    | 103,376   | 100        | 0         | 0          | 39,329    | 100        |
| 国道 |    | 20,500     | 20,500    | 100        | 0         | 0          | 12,000    | 100        |

資料：まちづくり保全室

### (2) 福祉移送サービスの状況

65歳以上で寝たきりまたは身体障害者手帳1級から3級で、歩行障害のため車いすなどの補助具を使っている人が、病院に通院する時や公共機関で手続きをする時に送迎を行っています。

#### 福祉移送サービスの利用状況

|      |      | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録者数 | (人)  | 56     | 72     | 68     | 69     | 80     |
| 利用回数 | (回)  | 1,127  | 1,429  | 1,172  | 1,066  | 1,113  |
| 利用目的 | リハビリ | 237    | 459    | 306    | 275    | 177    |
|      | 診察   | 389    | 548    | 546    | 519    | 536    |
|      | 透析   | 472    | 356    | 261    | 195    | 321    |
|      | その他  | 29     | 66     | 59     | 77     | 79     |

### (3) 情報提供等の状況

#### 情報提供等の状況

| 名称                            | 内容等   |
|-------------------------------|---|
| 広告紙（音声版）                      | 配付希望登録者に郵送<br>録音 ボランティア団体 配付 社会福祉協議会  |
| 緊急通報用 FAX サービス<br>緊急通報用 E メール | 聴覚や言語に障害があるなど、電話で 110 番/119 番通報ができない方のために FAX などを利用した連絡方法があります。<br>緊急通報用 FAX<br>火事・救急など：亀山市消防本部：FAX 0595-82-9454<br>事件・事故など：三重県警察：FAX 059-229-0110<br>緊急通報用 E メール（三重県警察のみ）<br>事件・事故など：三重県警察：<br>miekenkei110@police.pref.mie.jp |

資料：高齢・障害支援室、社会福祉協議会

### (4) その他（地域福祉権利擁護事業）

認知症、知的、精神障がい者などの方々の金銭管理、書類などの預かり及び必要な福祉サービスを利用するための手続きなどの手伝いを生活援助員が実施しました。

| 項目    | 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-------|----|----------|----------|----------|
| 生活支援員 |    | 4 (0)    | 5 (2)    | 8 (0)    |
| 対象者   |    | 7 (0)    | 7 (2)    | 9 (2)    |

資料：社会福祉協議会（各年度末現在）単位：人（平成 20 年度は 12 月現在）  
（ ）内は障がい者・H19、20 年度いずれも精神 1 人知的 1 人

# 障がい福祉サービスの実施目標

## 1 障がいのある人の福祉サービス及び新体系

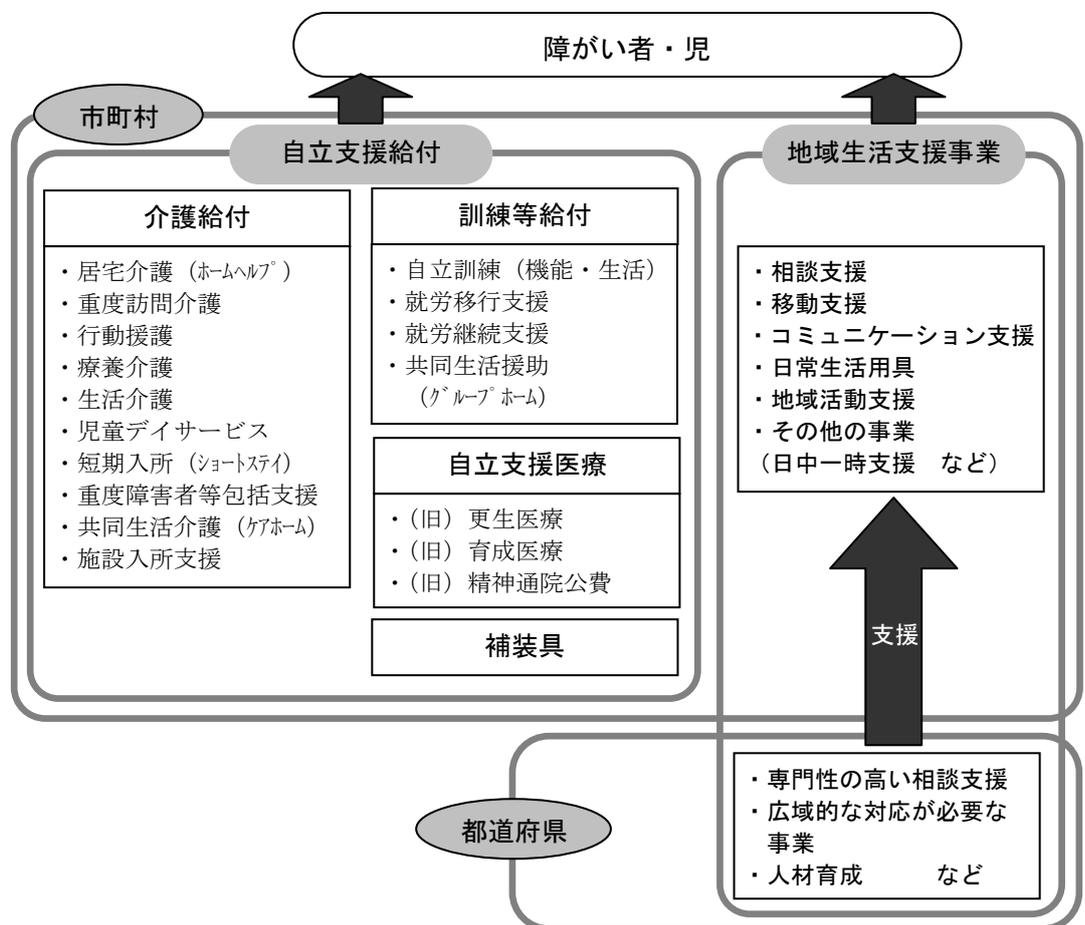
### (1) 自立支援給付と地域生活支援事業

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」に分けられます。

また、「地域生活支援事業」は、市町村の必須事業である相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業及び地域の実情に応じて任意に実施する事業となっています。

《総合的な自立支援システムの構築》



## (2) 新しい福祉サービス体系

障がいのある人への福祉サービスは、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、障がいのある人の能力や適性に応じた個別の支援が行われるよう再編成されました。新体系への移行は、平成23年度を目標としています。

入所施設においては、「日中活動の場」と「住まいの場」を分離し、昼間は「介護給付」又は「訓練等給付」のうち、複数のサービスを障がいの状況に応じて利用することが可能となります。また、夜間は、入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすこととなります。

### 《福祉サービスに係る自立支援給付等の新体系》

| 旧体系サービス |                  | 新体系サービス                 |      |       |
|---------|------------------|-------------------------|------|-------|
| 住宅サービス  | ホームヘルプ（身・知・精・児）  | 居宅介護                    | 介護給付 |       |
|         | デイサービス（身・知・精・児）  | 重度訪問介護                  |      |       |
|         | ショートステイ（身・知・精・児） | 行動援護                    |      |       |
|         | グループホーム（知・精）     | 重度障がい者等包括支援             |      |       |
| 施設サービス  | 重症心身障がい児施設（児）    | 児童デイサービス                |      | 訓練等給付 |
|         | 療護施設（身）          | 短期入所（ショートステイ）           |      |       |
|         | 更生施設（身・知）        | 療養介護                    |      |       |
|         | 授産施設（身・知・精）      | 生活介護                    |      |       |
|         | 福祉工場（身・知・精）      | 障がい者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） |      |       |
|         | 通勤寮（知）           | 共同生活介護（ケアホーム）           |      |       |
|         | 福祉ホーム（身・知・精）     | 自立訓練（機能訓練・生活訓練）         |      |       |
|         | 生活訓練施設（精）        | 就労移行支援                  |      |       |
|         | 就労継続支援（A型・B型）    | 地域生活支援事業                |      |       |
|         | 共同生活援助（グループホーム）  |                         |      |       |
|         | 相談支援             |                         |      |       |
|         | 移動支援             |                         |      |       |
|         | コミュニケーション支援      |                         |      |       |
|         | 日常生活用具           |                         |      |       |
|         | 地域活動支援センター       |                         |      |       |
|         | その他（日中一時他）       |                         |      |       |

注) 表中の「身」は「身体障がい者」、「知」は「知的障がい者」、「精」は「精神障がい者」、「児」は「障がい児」のことです。

## 2 本市の平成 23 年度数値目標の考え方

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

第 1 期計画策定時（平成 17 年 10 月 1 日現在）の施設入所者数 40 人から地域への移行者数を国が示した 7%として目標値を 3 人と見込んだところ平成 20 年 8 月現在で 16 人減少し施設入所者は 24 人となりました。

この減少した 16 人の内、地域生活へ移行した者については在宅で作業所に通所するようになった者 1 人、圏域内外のグループホームまたはケアホームへ新体系移行により 10 人が移行しました。

このことから今後も地域における居住の場としての市内に共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の施設整備を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域での生活を希望する人が、円滑に施設入所から地域生活へ移行できるように支援することにより、第 2 期計画の目標値を 10%として削減数を 4 人とします。

| 項 目                     | 数 値       |
|-------------------------|-----------|
| 第 1 期計画策定時の入所者数         | 40 人      |
| 第 1 期計画策定時の平成 23 年度入所者数 | 37 人      |
| 第 1 期計画【目標値】削減見込み       | 3 人 (7%)  |
| 第 2 期計画策定時の入所者数         | 24 人      |
| 第 2 期計画策定時の平成 23 年度入所者数 | 20 人      |
| 第 2 期計画【目標値】削減見込み       | 4 人 (10%) |

平成 23 年度に共同生活援助・共同生活介護施設が開設予定

## (2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

第1期計画策定時における社会的入院による退院可能精神障がい者数は22人で平成23年度末までに5人の地域生活移行を目標値としましたが、現状として圏域で実施している精神障害者退院促進事業として県委託事業所において取り組みを行った結果、平成19年度実績として圏域では5人の退院があり社会復帰施設に入られましたが、この5人の中に市内の方はいません。このことについては市内に退院後の受け皿が整備されていないことが主な理由とも思われますが、今後病状的には退院が可能であるが、住まいの確保が難しかったり、生計をたてることが難しいなどといった理由により、継続して入院せざるをえないという精神障がいのある人については、自立のための支援体制を整備するとともに、精神障害者地域移行支援特別対策事業と連携をとりながら早期退院、地域生活への移行を促進します。

今回県が、平成20年6月30日を基準日として入院期間が1年以上、任意入院、診断名が統合失調症、年齢65歳未満の方を対象として県内16の精神科病院に「精神科病院入院患者意向調査」を実施しました。この調査結果によると13人が退院可能となり、内3人の方が病院以外で生活をしたいと回答されています。したがって平成23年度末までに退院可能精神障がい者数の減少目標値を3人とします。

| 項 目                       | 数 値 |
|---------------------------|-----|
| 第1期計画策定時の退院可能精神障がいのある人の人数 | 22人 |
| 第1期計画策定時の【目標値】            | 5人  |
| 第2期計画策定時の退院可能精神障がいのある人の人数 | 13人 |
| 第2期計画策定時の【目標値】            | 3人  |

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

第1期計画策定時について福祉施設から一般就労へ移行する者として国の指針に基づき4人を目標値としましたが平成20年8月現在では移行された方はいません。

今後も一般企業への就労をめざす就労移行支援事業利用者8人を含め、障がいのある人が福祉施設から一般就労へ円滑に移行が行えるように、就労移行支援事業等を推進するとともに、一般企業への就労が困難な障がいのある人に対しては、福祉施設における雇用の場の確保や市をはじめとした公的機関が率先して障がいのある人の雇用受け入れや職場実習などに努めていきます。

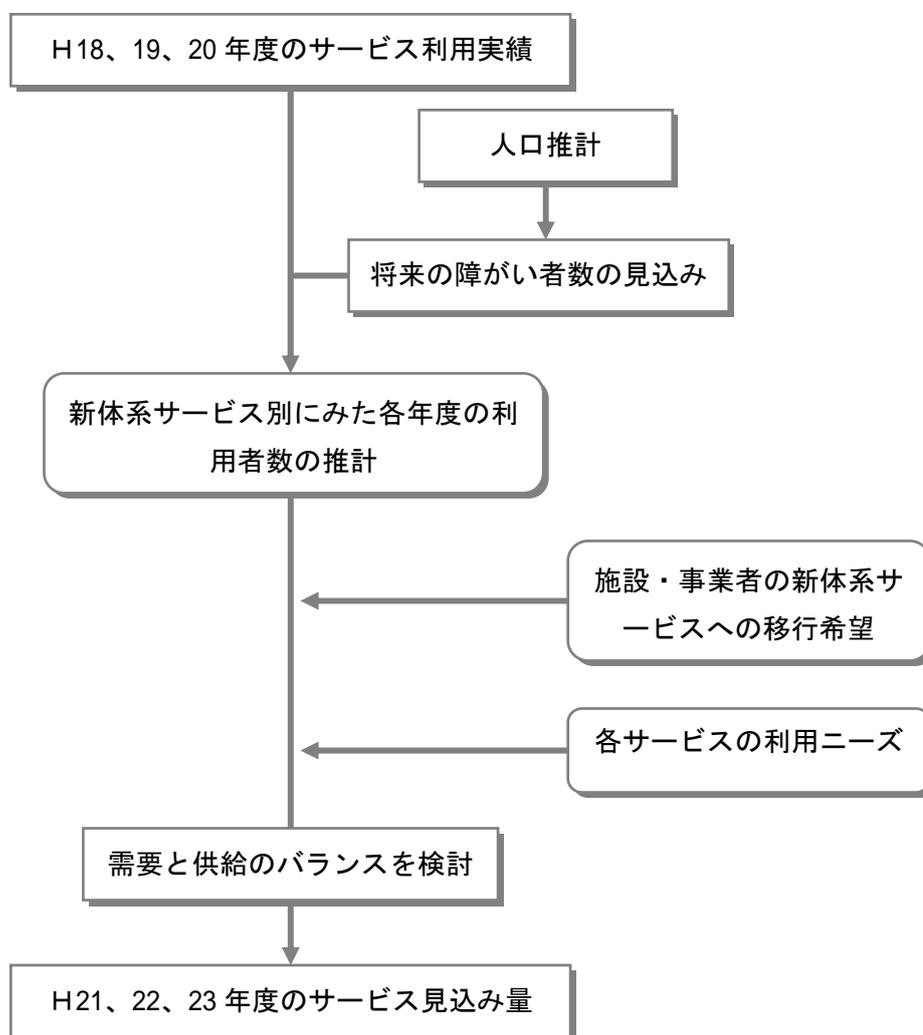
当市の施設利用者にあっては施設担当者との連携を、在宅者にあっては、平成20年度より圏域内に設置された障害者就業・生活支援センターと連携して就労の場の確保のため掘り起こしや人材登録を行ったり、地域自立支援協議会において設置された就労部会との連携やネットワークの強化に努め、平成23年度末までに福祉施設から一般就労する者を第1期計画策定時と同じ目標値として4人とします。

| 項 目                      | 数 値 |
|--------------------------|-----|
| 第1期計画策定時の年間一般就労移行者数【目標値】 | 4人  |
| 第1期計画策定時の【実績値】           | 0人  |
| 第2期計画策定時の年間一般就労移行者数【目標値】 | 4人  |

### 3 自立支援給付及び地域生活支援事業の実施目標

#### (1) サービス目標量設定の考え方

障がい福祉サービスの各サービスの見込み量の設定に関しては、これまでのサービスの利用実績をもとに、利用者数の推計を行い、事業者の移行予定、及び利用者のニーズを踏まえながら、市独自でサービス目標量を設定しました。



## (2) 自立支援給付の実施目標

### ア 訪問系サービス

#### □現状と課題

平成20年8月現在で居宅介護支給決定者は37人に対して実利用者は21人で給付率は57%となっています。重度訪問介護支給決定者は、実利用者も1人で給付率は100%となっています。行動援護支給決定者は4人で、実利用者は1人となっています。重度包括支給決定者は0人で利用がありません。

分析として、支給決定者にあっては家族等の協力により必要最小限の利用にとどまっているものと思われます。今後の課題として、事業所が安定してサービスが提供できるように国による報酬の改定が望まれることや支給決定に当たって、適正な支給量となるよう十分な利用者の意向を聴き取り支給決定を行う必要があります。

#### □サービスの見込量

(1人1月当たり)「時間分」・・・(月間のサービス提供時間)

| サービス名      |          | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|----------|--------|--------|--------|
| 居宅介護       | 利用見込量    | 12.1時間 | 13.0時間 | 16.0時間 |
|            | 実利用者数    | 23人    | 25人    | 30人    |
|            | 利用見込事業所数 | 26か所   | 28か所   | 31か所   |
| 重度訪問介護     | 利用見込量    | 18.6時間 | 18.8時間 | 19.0時間 |
|            | 実利用者数    | 1人     | 2人     | 2人     |
|            | 利用見込事業所数 | 17か所   | 18か所   | 20か所   |
| 行動援護       | 利用見込量    | 3.5時間  | 4.0時間  | 4.5時間  |
|            | 実利用者数    | 2人     | 3人     | 4人     |
|            | 利用見込事業所数 | 1か所    | 1か所    | 3か所    |
| 重度障害者等包括支援 | 利用見込量    | 0時間    | 0時間    | 2時間    |
|            | 実利用者数    | 0人     | 0人     | 1人     |
|            | 利用見込事業所数 | 0か所    | 0か所    | 1か所    |

#### □見込量確保の方策

居宅介護事業については現在市内事業所及び圏域内の事業所9か所を利用しており継続して受け入れの要請を行います。また、行動援護事業について利用者は現在1人で、圏域外の事業所1か所を利用し

ています。行動援護も含め今後も新たな利用者も見込まれるため、市内居宅介護事業所へ行動援護等の受け入れの要請を行うとともに、居宅介護を含め訪問系サービスの周知を図り、支援が必要な方の利用を促進していくとともに市内及び圏域内への事業所設置に向けて新規参入を促していきます。

## イ 日中活動系サービス

### □現状と課題

平成20年8月現在で生活介護支給決定者は22人に対して実利用者は17人で給付率は77%となっています。自立訓練（機能訓練）支給決定者は、実利用者ともに1人で給付率は100%となっています。自立訓練（生活訓練）支給決定者は0人であり利用者はいません。療養介護支給決定者は、実利用者ともに2人で給付率は100%となっています。就労移行支援支給決定者は、実利用者ともに6人となっています。就労継続支援B型については支給決定者、実利用者ともに12人で給付率は100%となっています。旧通所授産施設の支給決定者は3人で実利用者は2人、児童デイサービスの支給決定者は3人で実利用者は2人となっています。また、短期入所者の支給決定者は54人に対して実利用者は4人の利用者となっています。短期入所事業については、緊急時の時に利用されることが多く、普段継続して利用することがありません。支給決定者にあっては、緊急時の保険的な意味合いで申請されている者も少なくないと思われます。また、児童デイサービスについては圏域内の事業所で受け入れており、ニーズにあった利用ができていません。

### □サービスの見込量

(1人1月当たり)「日分」・・・(1人1月あたりの平均利用日数)

| サービス名          |          | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------|----------|--------|--------|--------|
| 生活介護           | 利用見込量    | 14.8日  | 16.8日  | 18.0日  |
|                | 実利用者数    | 28人    | 32人    | 42人    |
|                | 利用見込事業所数 | 14か所   | 16か所   | 22か所   |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用見込量    | 20.3日  | 20.3日  | 20.5日  |
|                | 実利用者数    | 1人     | 1人     | 2人     |
|                | 利用見込事業所数 | 1か所    | 1か所    | 1か所    |

(1人1月当たり)「日分」・・(1人1月あたりの平均利用日数)

| サービス名          |          | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------|----------|--------|--------|--------|
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用見込量    | 0日     | 8.0日   | 16.0日  |
|                | 実利用者数    | 0人     | 1人     | 2人     |
|                | 利用見込事業所数 | 1か所    | 1か所    | 1か所    |
| 療養介護           | 利用見込量    | 30.2日  | 30.0日  | 30.1日  |
|                | 実利用者数    | 2人     | 3人     | 3人     |
|                | 利用見込事業所数 | 1か所    | 1か所    | 1か所    |
| 就労移行支援         | 利用見込量    | 19.8日  | 21.5日  | 21.8日  |
|                | 実利用者数    | 10人    | 13人    | 15人    |
|                | 利用見込事業所数 | 1か所    | 1か所    | 3か所    |
| 就労継続支援<br>(A型) | 利用見込量    | 0日     | 16.0日  | 16.0日  |
|                | 実利用者数    | 0人     | 1人     | 1人     |
|                | 利用見込事業所数 | 0か所    | 1か所    | 1か所    |
| 就労継続支援<br>(B型) | 利用見込量    | 17.1日  | 22.5日  | 23.0日  |
|                | 実利用者数    | 15人    | 17人    | 20人    |
|                | 利用見込事業所数 | 6か所    | 7か所    | 11か所   |
| 旧通所授産施設        | 利用見込量    | 17.9日  | 15.0日  | 0日     |
|                | 実利用者数    | 2人     | 2人     | 0人     |
|                | 利用見込事業所数 | 2か所    | 1か所    | 0か所    |
| 児童デイサービス       | 利用見込量    | 5.3日   | 5.8日   | 7.0日   |
|                | 実利用者数    | 2人     | 2人     | 5人     |
|                | 利用見込事業所数 | 1か所    | 1か所    | 2か所    |
| 短期入所           | 利用見込量    | 7.0日   | 8.5日   | 10.5日  |
|                | 実利用者数    | 18人    | 20人    | 22人    |
|                | 利用見込事業所数 | 6か所    | 8か所    | 9か所    |

#### □見込量確保の方策

日中活動系の利用事業所はすべて圏域か、もしくは圏域外となっています。平成21年4月に生活介護事業への新体系移行について圏域内外で6事業所、平成22年に圏域内で2事業所が予定されていることから事業所数及び利用人員を見込みます。また、生活介護及び就労継続支援B型については、市内無認可事業所への新体系移行についての要請を行うとともに、民間事業所への新規参入を促していき、児童デイサービスについては、利用者も見込まれることから、新たな施設整備に取り組んでいきます。なお、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導などを行う放課後児童デイサービスについては利用者のニーズを把握して、対応できるよう検討していくとともに、市内及び圏域内への事業所設置に向けて新規参入を促していきます。

## ウ 居住系サービス

### □現状と課題

平成 20 年 8 月現在で共同生活援助（グループホーム）支給決定者及び利用者は 0 人となっています。共同生活介護（ケアホーム）にあつては支給決定者及び実利用者は 9 人となっています。施設入所支援の支給決定者及び実利用者は 4 人で給付率は 100%となっています。旧入所施設の実利用者は 23 人となっています。また、精神の旧生活訓練施設の利用者は 1 名が利用しています。

### □サービスの見込量

(1 月当たり)

| サービス名               |          | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 実利用者数    | 10 人     | 13 人     | 15 人     |
|                     | 利用見込事業所数 | 8 か所     | 9 か所     | 12 か所    |
| 共同生活介護<br>(ケアホーム)   | 実利用者数    | 18 人     | 29 人     | 38 人     |
|                     | 利用見込事業所数 | 8 か所     | 10 か所    | 15 か所    |
| 旧入所施設               | 利用見込量    | 24.5 人   | 18.5 人   | 0 人      |
|                     | 実利用者数    | 11 人     | 9 人      | 0 人      |
|                     | 事業所数     | 7 か所     | 5 か所     | 0 か所     |
| 旧生活訓練施設<br>(精神)     | 利用見込量    | 1 人      | 1 人      | 0 人      |
|                     | 実利用者数    | 1 人      | 1 人      | 0 人      |
|                     | 事業所数     | 1 か所     | 1 か所     | 0 か所     |

### 見込量の確保の方策

居住系の利用事業所はすべて圏域か、もしくは圏域外となっています。平成 21 年 4 月に旧入所施設から施設入所支援事業への新体系移行について圏域内外で 6 事業所、平成 22 年に圏域内で 2 事業所が予定されていることから事業所数及び利用人員を見込みます。今後も旧入所施設から新体系移行により旧入所施設にあつては 0 人になるように圏域を始め市内にも共同生活援助（グループホーム）または共同生活介護（ケアホーム）について新たな開設を事業所等に働きかけ施設整備を図っていきます。

### (3) 地域生活支援事業の実施目標

#### □現状と課題及び見込量の確保

##### (ア) 相談支援事業

平成 19 年 4 月より圏域内において障がい者総合相談支援センター「あい」の設置を行い業務を開始した結果、当市の平成 19 年度の相談実績は延べ 1,080 件の相談件数となりましたが、相談支援事業についての周知がされていないことから事業の P R を図ることが必要です。また、今後も窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携を取っていくとともに地域自立支援協議会において相談事業の充実が図れるように検討を行っていきます。

##### (イ) 移動支援事業

移動支援事業にあっては圏域及び圏域外の 8 事業所と契約を行い平成 19 年度は延べ 90 人で 567.5 時間／年の利用がありました。今後も更なる利用を促すことが必要であり、移動支援事業の内容を P R するとともにサービス提供事業者の拡充に向け事業者に働きかけて行きます。

##### (ウ) 日中一時支援事業

日中一時支援事業として圏域及び圏域外の 9 事業所と契約を行い、延べ 61 人の利用がありました。今後も新たな利用希望者がサービスを受けられないことがないように、必要なサービス量をサービス提供事業者と連携し利用を促していきます。

##### (エ) コミュニケーション事業

コミュニケーション事業については、三重県聴覚障害者協会と委託契約を行い、平成 19 年度の利用は 3 人でありました。今後、さらに制度を周知し、利用を促していきます。

(オ) 施設入所者就職支度金給付事業

施設入所者就職支度金給付事業要綱において市単独で給付できる要綱を制定し平成 19 年度末より実施していますが、申請者は 0 人となっています。今後、さらに制度を周知し、利用を促していきます。

(カ) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業にあつては排泄管理支援用具（ストマ用具）の申請が多く平成 19 年度は 717 件の給付となっています。今後も障がい者（児）のニーズに適合したサービスの提供が行えるよう利用を促していきます。

| サービス名             |                             | 平成 21 年度                   | 平成 22 年度                   | 平成 23 年度                   |         |
|-------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 相談支援              | 利用者数／年<br>事業所数              | 延べ 1,080 人<br>1 か所         | 延べ 1,200 人<br>1 か所         | 延べ 1,300 人<br>1 か所         |         |
| 移動支援              | 時間／年<br>利用者数／年<br>利用見込事業所数  | 726 時間<br>延べ 100 人<br>7 か所 | 798 時間<br>延べ 110 人<br>8 か所 | 877 時間<br>延べ 115 人<br>9 か所 |         |
| 日中一時支援            | 利用見込量<br>利用者数／年<br>利用見込事業所数 | 390 日<br>延べ 70 人<br>10 か所  | 400 日<br>延べ 75 人<br>11 か所  | 410 日<br>延べ 80 人<br>12 か所  |         |
| コミュニケーション<br>支援事業 | 利用見込量                       | 5 人                        | 5 人                        | 6 人                        |         |
| 施設入所者就職<br>支度金給付  | 利用見込量                       | 1 人                        | 1 人                        | 1 人                        |         |
| 日常生活用具給付          | ①介護・訓練支援用具                  | 利用見込量                      | 3 件/年                      | 4 件/年                      | 5 件/年   |
|                   | ②自立支援用具                     | 利用見込量                      | 6 件/年                      | 7 件/年                      | 8 件/年   |
|                   | ③在宅療養等支援用具                  | 利用見込量                      | 3 件/年                      | 4 件/年                      | 5 件/年   |
|                   | ④情報・意思疎通支援<br>用具            | 利用見込量                      | 5 件/年                      | 5 件/年                      | 5 件/年   |
|                   | ⑤排泄管理支援用具                   | 利用見込量                      | 690 件/年                    | 710 件/年                    | 730 件/年 |
|                   | ⑥居宅生活動作補助<br>用具（住宅改修費）      | 利用見込量                      | 3 件/年                      | 4 件/年                      | 5 件/年   |

## 4 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

### (1) 圏域構成市町及び圏域人口

- ・ 圏域構成市町：亀山市、鈴鹿市
- ・ 圏域人口：247,879人

### (2) 圏域における障がい者の状況

身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）（平成20年4月1日現在）（人）

|    | 総数    | 0～17歳 | 18歳以上 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 肢体不自由 | 内部障害  |
|----|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|
| 1級 | 2,103 | 87    | 2,016 | 169  | 35   | 2    | 897   | 1,000 |
| 2級 | 1,463 | 55    | 1,408 | 138  | 262  | 19   | 1,033 | 11    |
| 3級 | 1,470 | 34    | 1,436 | 45   | 97   | 42   | 932   | 354   |
| 4級 | 1,852 | 17    | 1,835 | 37   | 131  | 23   | 1,158 | 503   |
| 5級 | 536   | 3     | 533   | 69   | 4    | 0    | 463   | 0     |
| 6級 | 565   | 7     | 558   | 37   | 300  | 0    | 228   | 0     |
| 計  | 7,989 | 203   | 7,786 | 495  | 829  | 86   | 4,711 | 1,868 |

知的障がい者数（療育手帳所持者数）（平成20年4月1日現在）（人）

|     | 総数    | 0～17歳 | 18歳以上 |
|-----|-------|-------|-------|
| 区分A | 470   | 153   | 317   |
| 区分B | 657   | 231   | 426   |
| 計   | 1,127 | 384   | 743   |

精神障がい者の受療状況（平成20年3月末現在）（人）

|              |       |
|--------------|-------|
| 通院医療公費負担受給者数 | 2,434 |
|--------------|-------|

精神障がい者保健福祉手帳所持者数（平成20年3月末現在）（人）

|    |     |
|----|-----|
| 1級 | 61  |
| 2級 | 430 |
| 3級 | 134 |
| 計  | 625 |

難病患者数（平成20年3月末現在）（人）

|            |       |
|------------|-------|
| 特定疾患医療受給者数 | 1,225 |
|------------|-------|

## 平成 19 年度障がい福祉サービス実利用者数

(人)

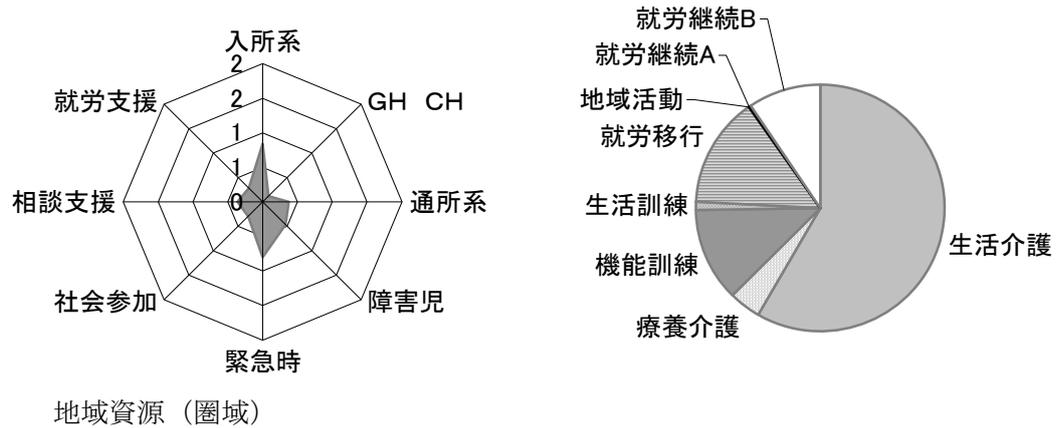
| 項目             | 鈴鹿市 | 亀山市 | 計   | 項目             | 鈴鹿市 | 亀山市 | 計   |
|----------------|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|
| 居宅介護           | 140 | 22  | 162 | 通勤寮            | 8   | 0   | 8   |
| 重度訪問介護         | 0   | 1   | 1   | 就労継続 A         | 1   | 0   | 1   |
| 行動援護           | 7   | 2   | 9   | 就労継続 B         | 10  | 3   | 13  |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 0   | 0   | 0   | 児童<br>デイサービス   | 89  | 3   | 92  |
| 短期入所(者)        | 71  | 15  | 86  | 共同生活介護         | 22  | 7   | 29  |
| 短期入所(児)        | 12  | 1   | 13  | 生活介護           | 118 | 7   | 125 |
| 身体入所更生         | 1   | 0   | 1   | 療養介護           | 7   | 2   | 9   |
| 身体通所更生         | 0   | 0   | 0   | 施設入所支援         | 18  | 3   | 21  |
| 身体入所療護         | 54  | 8   | 62  | 共同生活援助         | 6   | 2   | 8   |
| 身体通所療護         | 0   | 0   | 0   | 自立訓練<br>(機能訓練) | 22  | 4   | 26  |
| 身体入所授産         | 11  | 0   | 11  | 自立訓練<br>(生活訓練) | 2   | 0   | 2   |
| 身体通所授産         | 45  | 16  | 61  | 就労移行支援         | 5   | 2   | 7   |
| 知的入所更生         | 99  | 22  | 121 | サービス利用計画       | 0   | 0   | 0   |
| 知的通所更生         | 10  | 0   | 10  |                |     |     |     |
| 知的入所授産         | 0   | 0   | 0   |                |     |     |     |
| 知的通所授産         | 54  | 2   | 56  |                |     |     |     |

## 平成 19 年度指定事業所数集計表

(人)

| 項目    | 鈴鹿市 | 亀山市 | 計  | 項目             | 鈴鹿市 | 亀山市 | 計 |
|-------|-----|-----|----|----------------|-----|-----|---|
| 居宅介護  | 25  | 1   | 26 | グループホーム        | 3   | 0   | 3 |
| 重度訪問  | 17  | 0   | 17 | 自立訓練<br>(機能)   | 0   | 0   | 0 |
| 行動援護  | 1   | 0   | 1  | 自立訓練<br>(生活)   | 0   | 0   | 0 |
| 重度包括  | 0   | 0   | 0  | 自立訓練宿泊型        | 0   | 0   | 0 |
| 療養介護  | 1   | 0   | 1  | 就労移行           | 1   | 0   | 1 |
| 生活介護  | 2   | 0   | 2  | 就労移行<br>(養成施設) | 0   | 0   | 0 |
| 児童デイ  | 1   | 0   | 1  | 就労継続(A型)       | 0   | 0   | 0 |
| 短期入所  | 6   | 0   | 6  | 就労継続(B型)       | 2   | 0   | 2 |
| ケアホーム | 3   | 0   | 3  | 相談支援           | 1   | 0   | 1 |

下のグラフ図は、国のアドバイザー派遣事業を活用して、人口、障がい児、者数に比し、生活の場、日中活動の場などの社会資源のバランスを、レーダーチャートにしたものです。



| 項目             | 事業所数  | 項目                | 事業所数 |
|----------------|-------|-------------------|------|
| △：居宅介護（ホームヘルプ） | 26    | ▲：共同生活介護（ケアホーム）   | 3    |
| ▼：重度訪問介護       | 17    | ☆：自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 0    |
| ◎：行動援護         | 1     | ★：就労移行支援          | 1    |
| ×：重度障害者等包括支援   | 0     | ○：就労継続支援（A型、B型）   | 1    |
| ▽：児童デイサービス     | 1     | ※：移動支援            | 27   |
| ◆：短期入所         | 6     | ●：共同生活援助（グループホーム） | 3    |
| ◇：療養介護         | 1     | #：地域活動支援センター      | 0    |
| □：生活介護         | 2     | &：福祉ホーム           | 1    |
| ■：施設入所支援       | 0 (3) |                   |      |

◇○☆★○#：日中活動の場、■▲●&：住まいの場（■の（）は旧体系）

#### その他の地域資源

| 項目        | 事業所数  | 項目        | 事業所数 |
|-----------|-------|-----------|------|
| 介護タクシー    | 10《1》 | 旧体系（入所更生） | 4    |
| 福祉有送      | 8《1》  | 通所授産      | 3    |
| 日中一時      | 15    | 小規模       | 14   |
| 地域療育      | 1     | 日中活動      | 14   |
| 総合相談      | 就労    | 旧体系（入所療護） | 3    |
|           | 指定相談  | 通勤寮       | 1    |
|           | 権利擁護  | 精神生活訓練    | 1    |
| 地域自立支援協議会 | 1《1》  | 精神福祉ホームB  | 1    |

《 》は亀山市

(3) 市町と協働して「圏域」単位のサービス基盤の数値目標  
(平成 23 年度目標)

①障がいのある児・者の地域生活を支援するために

| 施策項目          | 20 年度  | 23 年度目標 |
|---------------|--------|---------|
| 居宅介護事業 (か所)   | 26 (1) | 31 (1)  |
| 重度訪問介護事業 (か所) | 17 (0) | 20 (0)  |
| 行動援護事業 (か所)   | 1 (0)  | 3 (1)   |
| 重度包括支援事業 (か所) | 0 (0)  | 0 (0)   |
| 療養介護事業 (か所)   | 1 (0)  | 1 (0)   |
| 生活介護事業 (か所)   | 5 (0)  | 9 (1)   |

( ) は亀山市の数値・・・・・・・・・・・・・・・・旧体系から新体系への移行分も含む

【亀山市の現状・目標】

行動援護事業については支給決定者は 1 人で、現状は市外圏域内の事業所を利用していることから市内居宅介護事業所への受け入れの要請を行います。また、生活介護事業の支給決定者 22 人についても市外圏域内の事業所で対応していることから、市内無認可事業所の新体系移行または新規参入を促していきます。このことから、亀山市の平成 23 年度数値目標として行動援護事業所 1 か所、生活介護事業所 1 か所とします。

ショートステイ

| 施策項目                   | 20 年度 | 23 年度目標 |
|------------------------|-------|---------|
| 短期入所 (ショートステイ) 事業 (か所) | 6 (0) | 9 (1)   |

( ) は亀山市の数値

【亀山市の現状・目標】

短期入所の受け入れは圏域の事業所で行っています。当市の利用者は少ないが、継続して圏域の事業所の受け入れ確保に努めていくとともに、ケアホーム・グループホームの施設整備時に短期入所を備えてもらうように要請していきます。

### ケアホーム・グループホーム

| 施策項目                  | 20 年度 | 23 年度目標 |
|-----------------------|-------|---------|
| 共同生活介護（ケアホーム）事業（か所）   | 6 (0) | 7 (1)   |
| 共同生活援助（グループホーム）事業（か所） | 6 (0) | 8 (1)   |

( ) は亀山市の数値

#### 【亀山市の現状・目標】

現在ケアホーム 9 名・グループホーム 1 名の利用者は、すべて市外圏域内及び圏域外の事業所を利用しています。今後も、施設入所から地域生活へ移行する者も含めニーズに添うように、亀山市の平成 23 年度数値目標としてケアホーム・グループホームに短期入所を兼ね備えた多機能型を 1 か所とします。

### 自立訓練（機能）・自立訓練（生活）・自立訓練宿泊型

| 施策項目           | 20 年度 | 23 年度目標 |
|----------------|-------|---------|
| 自立訓練（機能）事業（か所） | 0 (0) | 0 (0)   |
| 自立訓練（生活）事業（か所） | 0 (0) | 0 (0)   |

( ) は亀山市の数値

#### 【亀山市の現状・目標】

自立訓練（機能）事業対象者は現在 1 名で県内の事業所を利用しています。当事業の利用者は圏域でも少ないことから、県内の事業所を継続して利用していきます。

### 就労移行・就労継続（A型）・就労継続（B型）

| 施策項目           | 20 年度 | 23 年度目標 |
|----------------|-------|---------|
| 就労移行事業（か所）     | 2 (0) | 3 (0)   |
| 就労継続（A型）事業（か所） | 0 (0) | 1 (0)   |
| 就労継続（B型）事業（か所） | 6 (0) | 11 (1)  |

( ) は亀山市の数値・・・・・・・・・・・・・・・・旧体系から新体系への移行分を含む

#### 【亀山市の現状・目標】

就労移行事業支給決定者 8 名及び就労継続支援事業 B 型支給決定者 12 人ともに、市外圏域及び圏域外の事業所で対応している現状で

す。今後、施設入所から地域移行する者も含めニーズに添うように、市内無認可事業所の新体系移行またはケアホーム・グループホームの施設整備にあわせて、亀山市の平成 23 年度の数値目標として就労継続 B 型を 1 か所とします。

### 相談支援

| 施策項目       | 20 年度 | 23 年度目標 |
|------------|-------|---------|
| 相談支援事業（か所） | 1 (1) | 1 (1)   |

( ) は亀山市の数値

#### 【亀山市の現状・目標】

平成 19 年度で圏域に総合相談支援センター(市内にはサテライト)が設置され、圏域の体制は整備されています。今後は相談体制の充実を行います。

#### ②障がいのある子どもの地域療育を支援するために

| 施策項目                 | 20 年度 | 23 年度目標 |
|----------------------|-------|---------|
| 障がい児通園（デイサービス）事業（か所） | 1 (0) | 2 (1)   |

( ) は亀山市の数値

#### 【亀山市の現状・目標】

支給決定者は 3 人で圏域内の事業所を利用しています。今後も、ニーズが高いことから、市内事業に対して、事業の拡大を要望していくとともに整備に向けて取り組むことから、亀山市の平成 23 年度数値目標として 1 か所とします。

#### (4) 圏域の課題と計画目標

鈴鹿亀山圏域は、二市で構成され、特に亀山市は社会資源が乏しいことから、鈴鹿市や近隣市の社会資源を活用しています。また、圏域の社会資源の数もサービスによってばらつきがあります。

生活介護は圏域内で利用希望者が大幅に増えており、今後、特別支援学校の卒業生の動向等をみながら、生活介護事業所の充実を図ります。

短期入所の利用は、施設側の受け入れ体制の限界が生じてきており、利用について、個々のケアプランに基づく利用と、短期入所事業所の確保が課題と考えられます。

今後の地域移行や地域生活を考慮すると、住まいの場であるケアホーム・グループホームの充実が不可欠であり、8か所の増設を、また就労継続(B型)事業を中心として大幅な事業所の増設を目指します。

相談支援事業については、圏域の鈴鹿・亀山両市に総合相談支援センターが設置され、三障がい及び就労等の総合相談を行う体制は確立しましたが、今後、相談支援の拠点としてさらなる充実を目指します。

障がい児通園(デイサービス)事業については、鈴鹿市の1か所しかありませんが、亀山市のニーズも高いことから、亀山市にもう1か所の整備に向けて取り組みます。

鈴鹿亀山圏域では、地域自立支援協議会に身体・知的・精神の各部会を圏域で設置、また就労については平成20年度より準備会として発足し、各部会では、当初より困難事例検討がなされ、ケースの状況に応じ参加者も保健医療関係者・福祉サービス事業所・教育関係者等、随時変更して取り組んでいます。不足している社会資源・サービス内容についても部会で共通認識を深めています。対応できなかった課題や積み残した課題などを整理し、市への提言実現への取り組みが目標です。

## 計画の推進体制

### 1 障がい福祉圏域における連携

必要な障がい福祉サービス量を確保するため、鈴鹿亀山圏域において連携を図り、供給体制の整備を図ります。(第4章参照)

### 2 推進体制の機能強化

質の高いサービスを提供するため、障がい者団体、民間非営利団体(NPO)、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設などとの連携を強化し総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから「地域自立支援協議会」において、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善・本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理等を推進します。

### 3 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「地域自立支援協議会」を位置けるとともに、高齢・障害支援室で施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

## 障がい保健福祉圏域

三重県では、9の障がい保健福祉圏域を定めていますが、本市は鈴鹿亀山圏域に属しています。



図 三重県の障がい保健福祉圏域の地図

# 資料編

## 1 亀山市地域自立支援協議会要綱

平成 19 年 3 月 27 日

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 87 条の規定により定められた指針に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、亀山市地域自立支援協議会(以下「協議会」という)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次の通りとする

- (1) 市が委託した指定相談支援事業者等の運営等について評価すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けて協議すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する調査を行うこと。
- (4) 亀山市障害者福祉計画及び亀山市障害福祉計画の策定に必要な検討を行うこと。
- (5) 地域の障害福祉に関する協議をすること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する

- (1) 指定相談支援事業者に属する者
- (2) 障害福祉サービス事業者に属する者
- (3) 保健関係機関に属する者
- (4) 医療機関に属する者
- (5) 教育関係機関に属する者
- (6) 雇用関係機関に属する者
- (7) 障害者関係団体に属する者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分野別部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

- 2 分野別部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢・障害支援室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
(亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱の廃止)
- 2 亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱(平成18年6月26日施行)は、廃止する。

## 2 亀山市地域自立支援協議会 (障害福祉計画策定) 委員名簿

(敬称略・順不同)

|    | 分野                  | 所属                       | 氏名     | 職種等                     |
|----|---------------------|--------------------------|--------|-------------------------|
| 1  | 学歴経験を有するもの          | 三重大学                     | 荒川 哲郎  | 三重大学教育学部教授              |
| 2  | 相談支援事業者に属するもの       | 障害者総合相談支援センター「あい」        | 南川 久美子 | センター長                   |
| 3  | 障害福祉支援サービス事業者に属するもの | 社会福祉法人伊勢亀鈴会              | 野口 小恵子 | 八野ワークセンター<br>総務支援課長     |
| 4  | 〃                   | 社会福祉法人けやき福祉会             | 宮村 宏   | 鈴鹿けやき苑<br>障害者総括指導員      |
| 5  | 〃                   | 社会福祉法人和順会                | 宮里 祐史  | 法人理事<br>和順会事務長          |
| 6  | 〃                   | 社会福祉法人四季の里               | 笹山 武志  | 指定就労移行支援事業所<br>はじまり作業所長 |
| 7  | 保健機関関係団体に属する者       | 鈴鹿保健福祉事務所                | 小林 英二  | 企画福祉課長                  |
| 8  | 医療機関に属する者           | 鈴鹿厚生病院                   | 西浦 眞琴  | 病院長                     |
| 9  | 〃                   | 鈴鹿さくら病院                  | 溝口 雅彦  | 病院事務長                   |
| 10 | 教育関係機関に属する者         | 学校教育室                    | 若林 喜美代 | 亀山市教育研究所主幹              |
| 11 | 雇用関係機関に属する者         | 三重障害者職業センター              | 浅利 幸司  | 所長                      |
| 12 | 〃                   | 住友金属鉦山シプロレックス株式会社        | 松下 博彦  | 亀山市雇用対策協議会<br>会長代理総務課長  |
| 13 | 障害者関係団体に属する者        | 亀山市身体障害者福祉協会             | 山川 義一  | 会長                      |
| 14 | 〃                   | かめやま障害児者を支える会            | 尾崎 靖子  | 会長                      |
| 15 | 関係行政機関              | 亀山市保健福祉部                 | 広森 繁   | 亀山市福祉事務所長               |
| 16 | その他市長が必要と認めるもの      | 亀山市社会福祉協議会               | 鉦田 聡   | 権利擁護担当                  |
| 17 | 〃                   | ぽっかぽかの会                  | 濱野 芳美  | 代表                      |
| 18 | 〃                   | みつくすどろっぶす                | 服部 さおり | 代表                      |
| 19 | 〃                   | 亀山市社会福祉協議会<br>作業所「つくしの家」 | 赤塚 えつ子 | 所長                      |
| 20 | 〃                   | 小規模作業所<br>「夢想工房」         | 佐野 健治  | 施設長                     |

### 3 策定経過

| 日付              | 会議等                  | 内容  |
|-----------------|----------------------|---|
| 平成20年<br>10月27日 | 第1回 亀山市地域<br>自立支援協議会 | <p>【第1部】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委嘱状の交付</li> <li>2. 市長あいさつ</li> <li>3. 委員自己紹介</li> <li>4. 委員長、福委員長互選</li> <li>5. 自立支援協議会の目的及び流れについて</li> <li>6. 障害者総合相談支援センター「あい」実績報告</li> </ol> <p>【第2部】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害福祉計画（第1期）の現状報告</li> <li>2. 障がい福祉計画（第2期）策定基本指針の概要について</li> <li>3. その他</li> </ol> |
| 11月28日          | 第2回 亀山市地域<br>自立支援協議会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あいさつ</li> <li>2. 前回の内容報告</li> <li>3. 亀山市障がい福祉計画（第2期）素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章 計画の概要</li> <li>・ 第2章 計画の基本的な考え方</li> <li>・ 第3章 障がい福祉サービスの実施目標</li> </ul> </li> <li>4. その他</li> </ol>  |
| 平成21年<br>1月16日  | 第3回 亀山市地域<br>自立支援協議会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あいさつ</li> <li>2. 前回の内容報告</li> <li>3. 亀山市障がい福祉計画（第2期）素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章 計画の概要</li> <li>・ 第2章 計画の基本的な考え方</li> <li>・ 第3章 障がい福祉サービスの実施目標</li> <li>・ 第4章 計画の推進体制</li> <li>・ 第5章 障がいのある人を取りまく現状</li> </ul> </li> <li>4. その他</li> </ol>                                     |
| 平成21年<br>2月6日   | 第4回 亀山市地域<br>自立支援協議会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あいさつ</li> <li>2. 亀山市障がい福祉計画（第2期）素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章 計画の概要</li> <li>・ 第2章 計画の基本的な考え方</li> <li>・ 第3章 障がい福祉サービスの実施目標</li> <li>・ 第4章 計画の推進体制</li> <li>・ 第5章 障がいのある人を取りまく現状</li> <li>・ 鈴鹿、亀山障がい保健福祉圏域プラン</li> </ul> </li> <li>3. その他</li> </ol>                            |

## 4 用語解説

<あ行> .....

### ●NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

<か行> .....

### ●学習障がい (LD=Learning Disorder)

全般的な知的発達に遅れはないが「話す」「読む」「書く」「計算する」「運動する」などの能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。「読字障がい」「書字障がい」「算数障がい」「協調運動障がい」等に分類されるが、いずれも親の躰や本人の努力といった後天的な原因ではなく、脳機能のアンバランスさからくる先天的な要因が大きいと考えられている。

### ●機能訓練

入所施設や病院を退所、退院した方、養護学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、身体的なリハビリテーション、身体機能の維持・回復などの支援を行うサービス。

### ●居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事などの介助を行う事業。

### ●グループホーム (共同生活援助)

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

●ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設。

●権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

●高次脳機能障害

交通事故等により頭部に強いショックが加わる脳外傷等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる脳機能の障がい。

●更生医療・育成医療

身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割を支払う。ただし、所得に応じて上限が決められ負担が重くなりすぎないようにしている。

●更生施設（入所・通所）

障がいのある人が、入所または通所によって、その自立に必要な生活指導・訓練を受けるための施設。「身体障害者更生施設」、「知的障害者更生施設」などがある。

●行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

<さ行> .....

●災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

#### ●在宅介護支援センター

社会福祉士や看護師などが常時待機し、寝たきりなどのお年寄りをかかえた家族のために、介護相談や福祉用具の展示・紹介などを行っている。24 時間体制で相談に応じている。

#### ●支援費制度

これまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって平成 15 年 4 月から開始の障がい者福祉サービス制度。障がいのある人自身が、希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する。

#### ●児童デイサービス

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

#### ●自閉症（小児自閉症・自閉性障がい）

①他人との社会的関係（コミュニケーション）の形成の困難さ ②言葉や想像力の発達の遅れ ③興味や関心が狭く、特定のものにこだわったり固執性を示す。④この①から③が生後 36 か月（3 歳）までに発現しているものを自閉症（自閉性障がい）と診断する。そのうちで、知的機能に遅れのないものを特に高機能自閉症と名づけているが、これは便宜上の名称で正式な診断名ではない。

またこの自閉症と、いわゆる自閉傾向や典型的ではないが自閉的な症状がある障がい（アスペルガー症候群、非定型自閉症、レット症候群等）をあわせて広汎性発達障がい（PDD）と呼ぶ。

#### ●社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という 2 つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

●社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする。

●重症心身障害児施設

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がいのある児童(人)が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

●重度障害者等包括支援

常時介護を有し、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

●就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

●就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

●就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行う。

●手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。

さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

●授産施設（入所・通所）

雇用されることが困難な障がいのある人が入所または通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

●障害児通園（デイサービス）事業

知的障がいのある児童が通園し、日常生活習慣の習得や集団生活への適応訓練を受ける施設。

●障害者通院医療費公費負担（制度）

精神障がいのある人の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関する費用を公費で負担する制度。

●小規模作業所

在宅の障がいのある人が作業をしたり、日常生活の支援を受けたりできる、身近な地域のある小規模の作業所のこと。法定外の施設で、障がいのある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。「共同作業所」「福祉作業所」などの名称でも呼ばれる。

●ショートステイ(短期入所)

障がいのある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障がいのある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などの必要なサービス等を提供する。

●自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

●自立生活

様々な面で他人に依存しなければならない重度の障がいのある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

#### ●身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、地域の身体障がいのある人の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、援護思想の普及に努める相談員。

#### ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

#### ●身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度身体障がい者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。

#### ●ストマ

人工肛門、人口膀胱。また、人工肛門保有者、人口膀胱保有者のことを「オストメイト」という。

#### ●生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

#### ●生活訓練

入所施設、病院を退所、退院した方、特別支援学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、生活能力の維持・向上などの支援を行うサービス。

#### ●精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

● S S T (Social Skills Training)

「生活技能訓練」や「社会生活技能訓練」などと訳されます。精神障害者の社会復帰に向けて、主として対人関係技能（受信、処理、送信）の改善を目指して、それらを合理的に訓練していく治療的技法。

<た行> .....

● 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

● 地域生活移行

施設に入所している障がいのある人が、施設を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

● 地域自立支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

● 地域包括支援センター

地域の高齢者の心と身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町が設置する。介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントを担う。

● 注意欠陥／多動性障がい (AD/HD=Attention Deficit/Hyperactive Disorder)

衝動性や注意力をコントロールすることや、自身の動きを統制することについて、その年齢や発達の段階からすると著しく逸脱している状態を示す診断名。

勉強や仕事などに細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴が見られる。保護者の愛情不足や躰の問題あるいは本人の努力不足に原因を求められることが多いが、そうではなく基本的に先天的な脳機能の障がいと疑われる場合の診断名である。

●通所授産施設

一般就労が困難な障がいのある人が適所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場として、自立に必要な支援等を受ける施設のこと。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各授産施設がある。

●デイサービス

在宅の障がいのある人に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。日帰り介護。

●特定疾患

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない 45 の疾患。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

●特別支援学級

「普通学級」に対する言葉。心身に障がいなどのある児童に対し、普通学級の内容に準ずる教育を行いながら、あわせて専門的な知識・技術を持った教員のもと、障がいなどを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学級。

●特別支援教育

いわゆる軽度発達障がい[学習障がい (LD)、注意欠陥多動性障がい (ADHD)、高機能広汎性発達障がい (HFPDD) 等]は、もちろんのこと、様々な個別支援の必要な児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行い、将来的には児童生徒の自立や社会参加の質を高めるための教育制度を示す。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

<な行> .....

●内部障がい者

人体の内部の器官に障がいがあり、身体障害者福祉法などで障がいと認定されている者。心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がいがある。

●難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

●日常生活用具

重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や難聴障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

●ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

<は行> .....

●発達障がい

平成 17 年 4 月施行の発達障害者支援法では、広汎性発達障がい（PDD）（自閉症、アスペルガー症候群等）学習障がい（LD）・注意欠陥／多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

●福祉ホーム

障がいのある人が家庭環境、住宅事情等の理由から住居を求めている場合に、居室と日常生活に必要な便宜を低額な料金で提供することにより、社会復帰と自立の促進を図る施設。

●福祉タクシー

高齢者や身体に障がいのある人等の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービス。

●福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

●ホームヘルパー（居宅介護従業者）

障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

●補装具

身体障がいのある人(児童)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼・点字器、聴覚障がい者用の補聴器、音声・言語機能障がい者用の人工咽頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

●ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

<ま行> .....

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

<や行> .....

●要約筆記

聴覚に障がいがある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、全てを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

<ら行> .....

● ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

● 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

● 療育指導

心身に障がいのある児童又は機能障がいを招来するおそれのある児童を早期に発見し、早期に適切な治療上の指導をして、その障がいの治癒または軽減を図るために必要な指導のこと。

● 療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、区分している。

● リハビリテーション

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージの全ての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。